

標題

在外五法関係

年 月 日から

年 月 日まで



在外五法関係

分類記号番号 B60.0.1	類別 外 / 類
完結年月	保存期間 永久
部局名 理財局	主管課 総

(大蔵省製本表紙 1-B5)

国立公文書館	
分類	大蔵省
	平成12年度
排架番号	つくば書庫 5
	5-53
	2736

B60.23
41
19-3
永 2
2736



在外五法関係

目 次

1. 閉鎖機関令関係
2. 金融機関再建整備法関係
3. 在外会社関係
- 4. 引揚者が持ち帰った旧日本銀行券関係
5. 軍事郵便貯金関係

裏  
面  
白  
紙

在外財産問題調査会 28.12.12 閉議記録の整理  
 在外財産問題調査会 29.7.1 徳政府送付の「新改正の法律  
 5 産業 32.5.17 3)揚子鉄鋼管支取法(32.5.17  
 法律第107号)の公布

「在外財産問題調査会」の  
 1)揚子鉄鋼管支取法の公布  
 2)同法答申書 29.2.22  
 軍事郵便貯金等の処理に  
 答申書 29.4.19  
 「在外財産問題の処理方針」  
 及び「在外財産問題の処理  
 方針」の閣議答申書  
 同法答申書 31.12.10

昭和二十九年七月

在外五法関係  
 未払送金小切手等の支払  
 兼 閣議答申書  
 法令集

大蔵省理財局

未払送金小切手等の支払手続に関する法令集目次

一、在外財産問題審議会関係

○ 總理府設置法の一部を改正する法律（昭和二十九年七月一日法律才二・一号）

○ 在外財産問題審議会令（昭和二十九年七月一日政令才一八五号）

二、外国為替管理法関係

○ 外国為替及び外国貿易管理法の一部の施行期日を定める政令の一部を改正する政令（昭和二十九年五月十五日政令才一・一号）（註、郵務部受託金関係に収録）

○ 外国為替管理 令による居住者の寄託又は登録の義務を免除する場合を指定する告示（昭和二十九年六月十四日大蔵省告示才九 六十号）

三、未払送金為替及び在外手金並びに引揚者が帰る時、旧日銀券関係

○ 未払送金為替及び在外手金並びに引揚者が持ち帰った旧日本銀行券の処理に関する在外財産問題審議会令の答申書（昭和二十九年二月二十二日）

A 引揚機関係

- 閉鎖機関令の一部を改正する法律（昭和二十九年五月十五日法律才一・五号）
- 閉鎖機関の未払送金為替に係る債務等を定める省令（昭和二十九年六月十日大蔵省令才一号）

- 閉鎖機関の債務の弁済等に関する命令の一部を改正する省令（昭和二十九年六月十日法律才一・五号）

- 閉鎖機関令の規定に基き外国為替相場が定められていない、外貨の換算率を定める省令（昭和二十九年六月十二日大蔵省告示才九百四十二号）

- 閉鎖機関令の一部を改正する法律に基き債権申出公告（昭和二十九年五月二十五日及び五月二十六日）

B 金融機関再選整備法関係

- 金融機関再選整備法の一部を改正する法律（昭和二十九年五月十五日法律才一・六号）
- 金融機関再選整備法施行規則の一部を改正する省令（昭和二十九年五月二十

四日大蔵・農林・通商産業省令才一号

- 在外勘定設定日の指定に関する告示（昭和二十九年五月十五日大蔵省告示才七八八号）

- 在外債務に関する債権者の申出期間の指定に関する告示（昭和二十九年五月十五日大蔵省告示才七八九号）

- 在外支店が内地の銀行に回付し振り出し送金為替と在外支店の預金等の債権の申告について（昭和二十九年五月二十日）

C 在外会社関係

- 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律（昭和二十九年五月十五日法律才一・七号）

- 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律の施行に関する命令の一部を改正する省令（昭和二十九年五月十五日法律才一・七号）
- 外務・厚生・農林・通商産業省令才一号

○ 在外会社の指定に関する告示（昭和二十九年五月十五日大蔵省告示才七八六号）

○ 債権申出期間の指定に関する告示（昭和二十九年五月十五日大蔵省告示才七八七号）

○ 在外金融機関の未払送金為替及び在外店舗の預金等に関する債権申出催告（昭和二十九年五月二十八日）

D 引揚者が持ち帰った旧日本銀行券関係

○ 日本銀行券預入令等を廃止する法律（昭和二十九年四月十日法律才六十六号）

○ 日本銀行券預入令等を廃止する法律の施行期日を定める政令（昭和二十九年六月十日政令才一三六号）

○ 日本銀行券預入令等を廃止する法律の施行期日を定める政令案要綱

○ 日本銀行券預入令等を廃止する法律施行令（昭和二十九年六月十日政令才一三六号）

○ 日本銀行券預入令等を廃止する法律施行令案要綱

○ 引揚者の携帶して旧日銀券の立証手続に関する省令（昭和二十九年六月十日大蔵省令才五十一号）

○ 旧日本銀行券の引換事務処理要綱

四 軍手郵便貯金関係

○ 軍手郵便貯金等の処理に関する在外財産問題調査会の答申書（昭和二十九年四月十九日）

○ 軍手郵便貯金等特別処理法（昭和二十九年五月十五日法律才一〇八号）

○ 軍手郵便貯金等特別処理規則（昭和二十九年五月十五日郵政省令才二十号）

○ 軍手郵便貯金等特別処理法の施行に伴う軍手郵便貯金等の取扱について（通達）（昭和二十九年五月十五日郵二業才六〇〇号）

在外財産問題審議会関係

總理府設置法の一部を改正する法律（昭和二十九年七月一日法律オ二〇一号）

總理府設置法（昭和二十四年法律オ百二十七号）の一部を次のように改正する

オ六条オ一項中オ二十号とオ二十一号とし、オ十四号からオ十九号までを一号ずつ繰り下げ、オ十三号の次に次の一号を加える。

十四 世論の調査に因すること。

オ六条オ三項中「オ十六号からオ十九号まで」を「オ十七号からオ二十号まで」に改める。

オ十条中「国立世論調査所」を削る。

オ十四条を削り、オ十四条の二をオ十四条とし、同条オ一項中「北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む。）」を「硫黄島及び伊予屋敷並びに北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）」に改める。

オ十五条オ一項の表中

離島振興対策  
密蔵会  
離島振興法（昭和二十八年法律オ七十二号）の規定によりその（限）に属せしめられたる事項を行うこと。

離島振興法	離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の規定によりその
茶番議会	取限に属せしめられた事項を行うこと。
在外取産向	内閣総理大臣の諮問に依りて在外取産に関する基本問題その他
農産議会	在外取産に関する重要事項を調査審議すること。

改める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 国立世論調査所設置法（昭和二十四年法律第二百十八号）は、廃止する。但し、この法律施行の際、現に国立世論調査所に置かれる職員である者は、別に命令を發せられない限り、同一の勤務条件をもつて、改正後の総理府設置法に基き世論の調査に関する事務をつかさどる部局の職員となるものとする。
- 3 南方連絡事務局設置法（昭和二十七年法律第二百十八号）の一部を次のように改

正する。

才一条才一号を次のように改める。

- 一 硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）
- 々 引揚回肥片炭審議会設置法（昭和二十三年法律第二百十二号）の一部を次のように改正する。

才一条才一項中才四号を削り、才五号を才四号とする。

理由

国立世論調査所を廃止して、世論の調査に關する事務を内閣總理大臣官房の所掌とし、及び在外財産問題に關する重要事項を調査審議させるため、總理府の附屬機関として、在外財産問題審議会を置くこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

在外財産問題審議会令（昭和二十九年七月一日政令第一八五号）

内閣は、總理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）第十五条第二項の規定に  
基き、この政令を制定する。

（所掌事務）

第一条 在外財産問題審議会（以下「審議会」という。）は、内閣總理大臣の諮問に  
応じて、在外財産に関する基本問題その他、在外財産に関する重要事項を調査審議  
する。

（組織）

第二条 審議会は、委員九人以内で組織する。

第三条 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門調査員を置くこと  
ができる。

第四条 審議会に、幹事五人以内を置く。

（会長の職務）

才三条 委員の互選により定められた者は、会長として会務を總理する。

才四條 会長に事故があるときは、あらかじめその指する委員が、その職務を代理する。  
(委員、専門調査員及び幹事)

才五條 委員及び専門調査員は、才一條に規定する事項に同じ學識経験がある者のうちから、内閣總理大臣が任命する。

才六條 委員の任期は、一年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

才七條 専門調査員は、当該専門事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

才八條 幹事は、関係各行政機関の職員のうちから、内閣總理大臣が任命する。

才九條 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

才十條 委員、専門調査員及び幹事は、非常勤とする。

(庶務)

才十一條 審議会の庶務は、大蔵省理財局において處理する。

(雜則)

才十二條 前各条に定めるものを除く外、議事の手続その他審議会の運営に關し必要な事項は、会長が定める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

外國為替管理法關係

大蔵省告示第九百六十号

外国為替管理令(昭和二十五年政令第二百三号)オ七条オ二項オ三号の規程により、  
住居の寄託又は登録の義務を免除する場合を指定する告示(昭和二十八年十二月大蔵省告  
示オ二千四百九十六号)の一部を次のように改正し、昭和二十九年五月二十二日から適用  
する。

昭和二十九年六月十四日

大蔵大臣 小笠原 三九郎

一 大蔵大臣の許可を受けないで、  
号として次のように加える。

二 旧日本銀行に対する外国通貨等の引渡に關する件(昭和二十一年勅令オ六百三十四  
号)の規程により日本銀行に引き渡した対外支払手段又は外債債権を抵当とする者(以下、  
旧日本銀行に対する外国通貨等の引渡に關する勅令を廢止する政令(昭和二十五年政

令オニ百二十四号ノ附則オニ規程ニ依リ、引続き日本銀行が保管して居るもの  
について、その返還を受けた居住者がこれらの財産を保有する場合は

未払送金爲替及び在外子金並に  
引揚者が持ち帰った旧日銀券関係

昭和二十九年二月二十二日

在外財産関係調査会

会長 大野 龍太

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

答 申 書

昭和二十八年十二月十二日付ご諮問を受けた「在外財産関係の処理方針如何」の商標については、本調査会としては、できるものから順次に解決してゆこうという政府当否の考方に賛同し、先ず「引揚者の持ち帰った旧日銀券の処理」並びに「未払送金勘替及び在外預金の処理」の二つの商標を採り上げ慎重審議した結果、これらの問題は下記の意見に依り処理することを適当とするとの結論に達したので、ここに答申する。

意見

一、引揚者の持ち帰った旧日銀券の処理

(一) 引揚者が外地から持ち帰った旧日銀券は、当時の為替管理法に基いて税関へ当時持帰

向)に保管されてきたが、昨年八月以降本人の請求によつて税関の保管証を引、後に返還する措置をとつてゐる。これらの旧日銀券は法令により税関に保管されていたため新日銀券への引換が請求できなかったものであるが、今回の返還措置に相応じ、本人の請求により日本銀行において新日銀券と引き換える機会を与えらるゝとする事。

(二) 旧日銀券と新日銀券とは原則として等価で引き換えるものとする事。但し、一定の限度を超える場合には、引換の割合及び金額につき、これと関連する他の諸措置との均衡を考慮し、或る程度の制限を設けることもやむを得ないものと認められる。

## ニ 未払送金為替及び在外預金の処理

(一) 従来、金融機関(現に管業中の金融機関、閉鎖機関である金融機関及び在外会社である金融機関)の再建整備又は国内清算にさいして、在外負債として法令上未処理のままになつていた未払送金為替及び在外預金の処理については、次の理由により、この際他の一般の在外財産の処理と切り離し、関係諸法令に所定の改正を加えて、夫々の金融機関において公正妥当な範囲内で支払をなし得る途を拓くこと

(1) これら金融機関においては、再建整備又は特殊清算若しくは特殊整理の進捗により、これらの負債の支払に当てる事が可能な資産を有しているものもあり、その支払を行うことは、これら金融機関の再建整備又は清算の促進に役立つこと。

(2) 金融機関であることの特種性に鑑み、事情の許す限りこれら未払送金為替又は在外預金を支払うことが適当であること。

(3) 未払送金為替と在外預金とは次のようにその性質及び発生事情が異なり、上記の支払に当つては、支払順位及び本邦円債への換算率について差別を設け、未払送金為替の支払を在外預金の支払に優先させることを原則とすること。

(4) 在外預金は、金融機関の在外店舗が現地通貨で受け入れ、現地においてその通貨をもつて支払うことを本則としてゐる。然るに在外債務である、送金為替は、本邦内において本邦通貨によつて支払わせるといふ約束の下に在外店舗が取り組んだもので、その点で在外店舗の債務であることには異りはないが、通例は支払人である本邦内の金融機関の店舗が、受取人に対し支払を行うことにより、この在外店舗の債務は消滅するものである。しかし乍ら、同類となつてゐる未払送金為替については、法令により支払を行う途が閉ざされた結果、在外店舗に係る債務という形のまま、その後の法制即ち金融機関再建整備法、閉鎖

換領令及び在外会社令では、在外債務として整理の計数から除外されているものがある。

(四) 未払送金勘替の多くものについては、終戦時において現地の公債等が在留邦人に対し、引揚後の生活資金に充てさせる趣旨で政府と打合の上、これが取組を新設した勘替がある。これに及し、在外預金は、終戦前後において、在留邦人がその資産のうちから送金勘替を組んだり、在外公館等借入金に充じた後の残りのものであると一応考えらることもできる。

従って

(ウ) 金融機関は、これら未払送金勘替及び在外預金の支払に当り、その支払に充てるべき資産がその全額を支払うのに不足する場合には、未払送金勘替を先順位、在外預金を後順位として支払を行うこと。

(四) 未払送金勘替の外貨表示の金額の換算については、当時の実行換算率で現実に支払われることを前提として送金の取組をしたものである事情を考慮して、支払停止措置の採られたいきりの勘替管理の実行換算率を勘案した換算率を定めること。又、在外預金については、本来現地で現地通貨で、支払うべき債務であり、しかも当該現地通貨は現在既に法的には流通していないので、この際は、在外公館等借入金の返済の際採られた換算率に準じて適

当な換算率を定めること。

(三) 今回の支払は、引揚者に対する考慮を一つの重要なねらいとするものである。従って、

(ウ) 金融機関は未払送金勘替の支払に当っては、小額債権の保護の建前をとり、一定金額までの債権はこれを優先して支払うこととする。在外預金の支払に当っても、これに準ずること。

(四) 支払を受けるものの範囲は、本邦人に限るを原則とすること。

(四) 今回の支払に当っては、具体的な衡平を考慮し、金融機関が、未払送金勘替又は在外預金の支払受領人に対して有する反対債権は、支払受領額の限度において、これを取り立て得るものとすること。

(五) 引揚後支払が実行されるまで相当の年月が経過していることであるので、在外預金のみならず未払送金勘替についても、各金融機関は、夫々の支払に充てるべき資産の状態に及び、利息相当額に準じた適当な割増金を附与することも考慮すること。

三 今回の措置に当って、金融機関再整備法、円銀機関令及び在外会社令等既存の法令により、現在既に確立されている秩序との調整に留意し、それぞれ金融機関の性格の相異に依りて、

ノ  
閉鎖機関令関係

法制化に当っては、若干の相異を設けることが必要と思われる。

(3)

法律 閉鎖機関令の一部を改正する。

閉鎖機関令の一部を改正する法律

閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）の一部を次のように改正する。

オニ条を次のように改める。

オニ条 閉鎖機関の本邦内に在る本店、支店その他の営業所に係る債権及び債務は、

これを本邦内に在る財産とし、閉鎖機関の本邦外に在る本店、支店その他の営業所に係る債権及び債務は、これを閉鎖機関の本邦内に在る財産以外の財産とする。

閉鎖機関の本邦外に在る本店、支店その他の営業所に係る債権及び債務のうち左に掲げるものは、前項の規定にかかわらず、これを本邦内に在る財産とみなす。

一 閉鎖機関の本邦内に在る財産をもつて担保された債務

二 金融機関の本邦内の店舗に何けて振り出され、且つ、左に掲げる者が所持する未払送金為替に係る債務で省令で定めるもの

イ 本邦内に住所（法人にあっては主たる事務所。以下同じ。）を有する者  
ロ 閉鎖機関でイに該当しないもの

ハ 旧日本古領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に關する政令  
(昭和二十四年政令第二百九十一号)に規定する在外会社

三 本邦内に住所を有する者も債権者とする預金に係る債権のうち前号に掲げる債  
務に準ずるものとして省令で定めるもの

四 前二号に掲げる債権を除く外、オ二号に掲げる者を債権者とする預金その他の  
金融業務上の債権で省令で定めるもの

五 左に掲げる者に対する預金その他の金融業務上の債権で省令で定めるもの  
イ 本邦内に主たる事務所を有する金融機関

ロ その他金融機関又はオ二号ハに掲げる在外会社

六 閉鎖機関の有する左に掲げる債権の債権者に対し当該閉鎖機関の賣却債権で省  
令で定めるもの。但し、その者に対するこれらの債権の額を限度とする。

イ 前号に掲げる者の本邦外の店舗から金融機関の本邦内の店舗に向けて振出し  
された未払送金為替に係る債権

ロ オ五号に規定する債権

七 閉鎖機関が、オ二号からオ四号までに規定する債権の債権者に対して有する債  
権で省令で定めるもの。但し、その者に対して賣却これらの号に規定する債権の  
額を限度とする。

ハ オ五号及び前号に掲げる債権以外の債権で、大臣が指定し、又は特殊清算  
人が大臣の承認を受けたもの

オ十条オ二項中「前項」と「前二項」に改め、同条オ一項の次に次の一項を加える。  
特殊清算人は、特に必要がある場合においては、大臣の承認を得て、閉鎖機  
関の本邦内に在る財産以外の財産についても、前項各号（オ四号を除く。）に規定  
する職務を行うことができる。

オ十一條の二の次に次の二條を加える。

① オ十一條の三 オ二條オ二項オ二号又はオ三号に規定する債権のうち、外貨表示のも  
のの本邦通貨への換算については、別表オ一に掲げる換算率を適用する。

オニ条オニ項オ四号若しくはオ六号に規定する債務又は同項オ七号に規定する債  
権（当該債権の債務者が同項オ五に掲げる者である場合を除く。）の本体通貨への  
換算については、別表オニに掲げる換算率を適用する。

前二項の場合において、外貨についての換算率が別表に掲げられていないときは、  
その換算率は、外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律オ二百二十八号）  
オ七条オ一項又はオ二項の規定により当該外貨につき外国為替相場が定められてい  
るものについては、これによるものとし、その外国為替相場が定められていないもの  
については、同条オ二項の規定の趣旨に従い、（現に流通していない外貨につい  
ては、その有した購買力等を勘案して、）大蔵大臣の定める換算率によるものとし  
る。

大蔵大臣は、前項の換算率を考示しなければならない。

オ十一條の四 特殊清算人は、オニ条オニ項オニ号からオ四号までの規定する債務に  
係る債権者に対して、省令の定めるところにより、当該特殊清算人にその債権を申

し出るべきことを催告しなければならない。

前項の債権者が同項の規定によりその債権を申し出ない場合においては、その債  
権者は、特殊清算人から除外される。

知られていない債権者は、特殊清算人から除外することはできない。

オニ項の規定により除外された債権者は、除外されたにもかかわらず債権者に対して弁済  
した後の残余財産に対してのみ、その弁済を請求することができる。

オ十九條オ一項中「当該閉鎖破産の本邦内に在る財産をもつて担保された債務」と

「オニ条オニ項の規定により本邦内に在る財産とみなされた債務」に改める。

(57)

オ十九條の二十七の次に次の二条を加える。

オ十九條の二十八 特殊清算人は、省令の定めるところにより、債権者のために弁済  
すべき財産を供託するか又は信託して、その債務を免かれることができる。

オ十九條の二十九 特殊清算人が、大蔵大臣の承認を得て、閉鎖破産の発行した社債  
又は閉鎖破産の債権を委託した場合、当該委託を受けた者は、債権者のために社債

18 / 10 / 50  
1992.10.

別表才一

表示通貨単位名	換算率 (本邦通貨 / 円に対する金額)
円 (満州中央銀行券)	1円
円 (中国連合準備銀行券)	表示金額のうち 300,000 円以下の部分 11円 表示金額のうち 300,000 円をこえ 750,000 円以下の部分 21円
円 (蒙疆銀行券)	表示金額のうち 750,000 円をこえる部分 51円
円 (中央儲備銀行券)	表示金額のうち 1,800,000 円以下の部分 61円 表示金額のうち 1,800,000 円をこえ 4,170,000 円以下の部分 117円 表示金額のうち 4,170,000 円をこえる部分 394円
円 (昭和十一年軍用手票)	10円

別表才二

店舗所在地域	表示通貨単位名	換算率 (本邦通貨 / 円に対する金額)
朝鮮	円	1.5円
台湾	円	1.5円
関東州	円	1.6円
満洲	円 (満州中央銀行券)	1.6円
華北	円 (中国連合準備銀行券)	100円
蒙疆	円 (蒙疆銀行券)	50円
華中	円 (中央儲備銀行券)	2,400円
華南 (香港・海南島を含む)	円 (昭和十一年軍用手票)	10円

(7)

又は若田債の償還を受けるとに必要なら一切の裁判上又は裁判外の行為をすることが出来る。  
 前表才三頁九条才二項及び才三項、才三百十條、才三百十一條、才三百十五條並びに才三百十八條才一項の規定は、前項の場合に準用する。  
 附則の次に別表才一及び別表才二として次のように加える。

(6)

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律の施行の日において、閉鎖被開が既に債務の弁済のために伏託しているときは、特殊清算人へ閉鎖被開の特殊清算が終了している場合には大臣の指定する者）は、債権者のために、伏託金の還付を請求することができる。
- 3 前項の規定により還付を受けた者は、法令の定めるところにより、当該還付を受けた財産を同項の債権者のために信託し、又はこれらの者に交付しなればならない。

理由

閉鎖被開の清算の促進を図るため、その未払送金為替・外遊預金等に係る債権債務につき、これを処理するみちをひらくとともに、特殊清算人は、特に必要があるとき認められる場合においては、在外財産についても、その管理・処分等の職務を行い得ることとする等、所要の規定の整備を図る必要がある。これら、この法律案を提出する理由である。

大蔵省令オ三十五号

附銀機関令オ二系オ二項、オ十一系、オ十一系の四、オ十九系の二十八及びオ二十八系並びに附銀機関令の一部を改正する法律（昭和二十九年法律オ百五号）附則オ三項の規定に基づき、附銀機関の未払送金為替に係る債務等を定める省令を次のように定める。

昭和二十九年五月二十四日

大蔵大臣 小笠原 三九郎

附銀機関の未払送金為替に係る債務等を定める省令

オ一系 附銀機関令（昭和二十二年勅令オ七十四号、以下「令」という。）オ二系オ二項オ二号に規定する債務は、附銀機関の本邦外に在る本店、支店その他の営業所（以下「在外店舗」という。）に係る債務であつて、金融機関の本邦内の店舗に向け振出され、且つ、令オ二系オ二項オ二号に掲げる者が所持する未払送金為替

に係る債務のうち、同銀機關に對する債権の申出等に關する命令（昭和二十二年總  
理府令、大藏省令、外務省令、商工省令、運輸省令、農林省令、厚生省令、司法省  
令第一号。以下「共同省令」という。）第一條の二の規定による催告に基き債権者  
が同銀機關の在外店舗に對して債権の弁済を受けることを申し出た債権以外の債権  
とする。

オニ条 令オニ条オニ項オニ号に規定する債務は、同銀機關の在外店舗に係る債務であ  
つて、本邦内に住所を有する者を債権者とする預金に係るもののうち、左に掲げ  
るものとする。

一 ビルマ、フィリッピン、華北、蒙疆、華中又は華南（香港及び海南島を含む）

以下同じ。）に居住した本邦人（現地応召者を含む。）が、その本邦内にある家  
族の生活費に充てるため、昭和二十二年二月二十四日以降、送金に代えてこれらの  
地域において預け入れた預金に基き本邦において発行された現地通貨表示の預金  
通帳に係る預金

二 華北、蒙疆、華中、華南又は南方地域に居住した本邦人（現地応召者を含む。）  
が、その本邦内にある家族に払出を受けさせるため、これらの地域において保有  
する現地通貨表示の預金のうち、当該預金の該定銀行から別除整理の取扱を受け  
たもの

三 華北、蒙疆、華中又は華南に於ける現地応召者が、その本邦内にある家族の生  
計費に充てるため、昭和二十二年四月二十八日以降、送金に代えてこれらの地域に  
おいて預け入れた預金に基き本邦において設けられた外貨表示の特別預金

オ三條 令オニ条オニ項オニ号に規定する債務は、同銀機關の在外店舗に係る債務であ  
つて、令オニ条オニ項オニ号に掲げる者と債権者とする預金その他の金融業務上  
の債務のうち、左に掲げるものとする。但し、前二条に掲げる債務及び共同省令オ  
一條の二の規定による催告に基き債権者が同銀機關の在外店舗において債権の弁済  
を受けることを申し出たものを除く。

一 預金及びその利息。但し、華北、蒙疆、華中、華南又は南方地域から本邦に向

けて送金した者が、送金の条件として、これらの地域に在る閉鎖機関の在外店舗に預け入れた現地通貨表示の特別措置預金を除く。

二 貯金及びその利息

三 定期積金貯付金

四 金融信託及びその受益者配当金

五 金融機関の本邦外に在る店舗に向けて振り出された送金為替

六 前各号に掲げるものの外、これらに準ずる金融業務上の債務

才四条 令才二条才二項才五号に規定する債権は、閉鎖機関の在外店舗に係る債権であつて、同号に掲げる者に対する預金その他の金融業務上の債権のうち、前条各号

に掲げるものとする。

才五条 令才二条才二項才六号に規定する債務は、閉鎖機関の在外店舗に係る債務であつて、同号に掲げる債権の債務者に対して負う債務のうち、閉鎖機関の在外店舗

が発行した社債に係る債務以外の債務とする。

才六条 令才二条才二項才七号に規定する債権は、閉鎖機関の在外店舗に係る債権であつて、令才二条才二項才二号から才四号までに規定する債務の債権者に対して有する債権のうち、閉鎖機関の在外店舗又は同項才二号八に規定する在外会社が発行した社債に係る債権以外の債権とする。

附 則

一 この省令は、公布の日から施行する。

二 閉鎖機関に対する債権の申出等に関する命令の一部を次のように改正する。

才一条の次に次の一条を加える。

才一条の二 特殊清算人は、閉鎖機関の未払送金為替に係る債務等を定める省令（昭和二十九年大蔵省令才三十五号）施行の日から二箇月以内に、少くとも三回の公告をもつて、同令才一条から才三条までに規定する債務に係る債権（以下「未払送金為替等に係る債権」という。）の債権者（以下「未払送金為替等に係る債権者」という。）に対し、一定期間（同令施行の日以後本邦に引き揚げる者につ

いては、本邦に到着した日から一定期間（内）に、その未払送金為替等に係る債権を申し出るように、催告しなければならぬ。但し、その期間は四箇月を下るゝことができない。

前項の公告には、左に掲げる事項を附記しなければならない。

一 未払送金為替に係る債権者は、期間内に申出をなさないときは特殊清算から除外されること

二 未払送金為替等に係る債権者は、大蔵大臣の指定する閉鎖機関の本邦外にある本店、支店、その他の営業所において債権の弁済を受けようとするときは、その旨の申出をなすべきこと

才ニ条才二項中「国内債権者」の下に「及び未払送金為替等に係る債権者」を加える。

才三条中「国内債権者」の下に「及び才一条の一の未払送金為替等に係る債権者」を加え、「国内債権者」の下に「及び未払送金為替等に係る債権者」を加える。

才四条中「国内債権者」の下に「及び未払送金為替等に係る債権者」を加え、「才一条」の下に「、才一条の二」を加え、「へ令才十九条才一項に規定する閉鎖機関にあっては、債権に係る債権者を除く。」を削り、「弁済をなした後は残存する財産に対してのみ」を「弁済した後の残余財産に対してのみ」に改め、「国内債権者」の下に「及び未払送金為替等に係る債権者」を加える。

閉鎖機関の所有する株式の株金の払込に關する命令（昭和二十三年法務庁令、外務省令、大蔵省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、建設省令才一号）の一部を次のように改正する。

才二条但書中「才四順位又は才五順位」の債権を「才四順位、才五順位、才六順位又は才七順位」の債権に改める。

閉鎖機関に対する債権の指定日以後における利息の弁済に關する省令（昭和二十三年大蔵省令才百十一号）の一部を次のように改正する。

才一条才一項中「閉鎖機関令（昭和二十二年勅令才七十四号。以下令という。）」

オ十一条及びオ二十八条の規定による内銀機関に対する債権の申出等に関する命令  
を「内銀機関に対する債権の申出等に関する命令」に改め、「オ一条」の下に「  
オ一条のニ」を加え、「オ十八条但書」を「内銀機関令（昭和二十二年勅令オ七  
十四号。以下令という。）オ十八条但書」に、「約定利率（大臣が別に定める  
場合においては、その定める利率）により利息を附するものとする。」を「約定利  
息（特殊清算人が大臣の承認を受けて別に定める場合においては、その定める  
利息）を附するものとする。」に改め、同条オ二項中「利率により」を削る。

5 内銀機関の調整勸告及債権の信託等に関する命令（昭和二十八年大蔵府令オ六十  
五号）の一部を次のように改正する。  
オ二条オ一項オ二号中「他の内銀機関に対して債務を負しない」を削る。  
オ三条の次に次の一条を加える。

オ四条 令オ十九条の二十八又は内銀機関令の一部を改正する法律（昭和二十九年  
法律オ百五号）附則オ三項の規定により、特殊清算人へ内銀機関の特殊清算が結  
了している場合には、大臣の指定する者が、債権者のために財産を信託し  
ようとするときは、左に掲げる書類を大臣に提出して、その認可を受けなけ  
ればならない。

- 一 前条オ二号及びオ三号に掲げる書類
- 二 選付を受けた財産のうち債権者に交付したものがあるときは、その明細書
- 三 その他必要な書類

6 内銀機関のために特殊清算人のなす公告の方法に関する省令（昭和二十四年大蔵  
省令オ三十四号）の一部を次のように改正する。  
本則中「内銀機関令オ十一條及びオ二十八條の規定による」を削り、「オ一条オ  
一項」の下に「又はオ一条の二オ一項」を加える。

法務省令第一号

伏託法（明治三十二年法律第十五号）第八条並びに閉鎖機関令（昭和二十二年勅令  
第七十四号）第十一條、第十九條の二十八及び第三十八條の規定に基き、閉鎖機関の  
債務の弁済等に関する命令の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十九年六月十日

法務大臣 加藤 謙五郎  
大蔵大臣 小笠原 三九郎

閉鎖機関の債務の弁済等に関する命令の一部を改正する省令

閉鎖機関の債務の弁済等に関する命令（昭和二十二年總理庁令、大蔵省令、外務省  
令、商工省令、運輸省令、農林省令、厚生省令、司法省令第四号）の一部を次のよう  
に改正する。

第二条中「昭和二十二年總理庁、大蔵省、外務省、商工省、運輸省、農林省、厚生

省、司法省令オ一号（閉鎖機関令オ十一條及びオ二十八條の規定による閉鎖機関に対する債権の申出等に関する命令）（以下共同省令という。）を「閉鎖機関に対する債権の申出等に関する命令（昭和二十二年總理庁令、大蔵省令、外務省令、商工省令、運輸省令、農林省令、厚生省令、司法省令オ一号、以下共同省令という。）」と改める。

オ四條オ一項中并清順位を列記した部分に次の但書を加える。  
但し、特殊清算人は、少額の債権については、大蔵大臣の承認を受けて、当該順位によらないで、これを并清することができる。

同項オ三中「オ一項位、オ二項位及びオ五項位の債権」外、  
「オ二項位、オ二項位、オ五項位、オ六項位及びオ七項位の債権を除く外、  
レド、同項オ四中「オ五項位の債権」を「オ五項位からオ七項位までの債権」に改める。

同項中オ五をオ七とし、オ四の次にオ五及びオ六として次のように加える。  
オ五、閉鎖機関の未払送金替等の処理に関する省令（昭和二十九年大蔵省令オ三

十五号）オ一及オ二條に規定する債務に係る債権

オ六、閉鎖機関の未払送金替等の処理に関する省令オ三條に規定する債務に係る債権

オ五條の二オ一項を次のように改める。

オ一項位の債権につき、前二條の規定により并清し、并清すべき財産を供託し、又はオ八條の規定により信託したときは、当該債権に係る担保権等は消滅する。

オ八條中「供託して」を「供託するか又は信託して」に改める。

オ九條の次に次の一條を加える。  
オ十條、閉鎖機関令の一部を改正する法律（昭和二十九年法律オ百五号）附則オ二項の規定により、供託金の還付を請求する場合においては、供託物取扱規則（大正十

一年司法省令オ一号）オ五條オ一項オ二号に規定する書類を添付することを要しな

附則

この省令は、公布の日から施行する。

大蔵省告示第九百四十二号

用銀枚肉令（昭和二十二年勅令第七十四号）第十一條の三  
才三項の規定に基き、外国為替相場が定められていない外貨  
（外貨表示軍用手票又は南方用兌換金庫券）の換算率を次のよ  
うに定める。

昭和二十九年六月十二日

大蔵大臣

小笠原 三九郎





債 款 申 立 公 告

一、今回同銀機関令の二部が改正されまして、両行の国外店に取組まれた送金券の  
うち未払のまゝとなつてゐるもの及び引揚者の方が両行の国外店に残してこられ  
た預貯金等のお支払が出来ることになりまし。ついでには、本邦内に住所（法人に於ては主たる事務所）を有する方で、送金小  
切手、預金通帳其他の紙に準ずる証憑書類と御所持の方は所定の申立用紙に之を  
添えて、御住所の清算人宛に送付申立願ひます。申立用紙は説明書と共に後記の  
場所にも用意してあります。

二、御提出の証憑書類が確認できたものは、速かにお支払致します。但し、金額が日本円  
以外で表示されてゐるものは、法定の換算率で換算されます。又、預貯金には利息が  
加算されます。

三、なお御提出の証憑書類のうちには確認できないためお支払できぬ場合もあると思  
ひます。この御承知願ひます。

四、以前に御申立になつた方も改めて御申立願ひます。御上陸の際証憑書類と税関に  
お預けになつた方は至急現物をお取寄せの上税関発行の返還書と共に御提出下さ  
い。又、横濱税関支署にも現地から送達されてきた送金小切手預金通帳等の一節  
が保管されておりましたらお心当りの方は同署に御照会の上前項の手続をおとり  
下さい。

五、なお詳細の事は説明書と御覧願ひます。又、後記連絡員事務所でも係員から詳しく  
御説明申し上げます。

六、御申立の期限は昭和二十九年十月十五日まで、あります。特切り扱は特殊清算か  
ら除外されますから御注意下さい。なお今後お引揚の方は本邦に御到着後四ヶ月  
以内にお申立願ひます。

昭和二十九年五月二十六日

東京都千代田区丸の内三丁目一番地  
日本勧業銀行有楽町支店二階  
電話丸の内(23)三五六六、一六七一、二

内 債 機 関  
特 殊 清 算 人  
朝 鮮 銀 行  
星 野 喜 代 治

東京都中央区日本橋区本町一丁目三番地  
三和銀行ビル二階  
電話千代田(27)一五七三八、五九九六

内 債 機 関  
特 殊 清 算 人  
株 式 会 社  
台 湾 銀 行  
上 山 英 三

申立用紙備付場所

朝鮮銀行関係  
一、株 式 会 社 日 本 勧 業 銀 行 株 式 会 社 才 一 銀 行 株 式 会 社 高 麗 橋 支 店 内  
銀行の本支店  
中央日報協会本部並に地方各支店

台湾銀行関係  
一、豊橋員事務所  
大阪市東区高麗橋四の五  
福岡市上呉服町二四  
株式会社高麗橋支店内  
三和銀行高麗橋支店内  
三和銀行福岡支店内  
株式会社高麗橋支店内  
株式会社三和銀行株式会社日本勧業銀行の本支店  
台湾殖産私有財産返還促進期成同盟本部

金融機関再建救済法関係

裏面白紙

金融機関再建整備法の一部を改正する  
法律

金融機関再調整備法の一部を改正する法律（昭和二十九年五月十五日公布）  
法律第百六号

金融機関再調整備法（昭和二十一年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三十六條の次に次の一をを加える。

第三十六條の二 主務大臣は、前条旧勘定に属した資産及び負債で、最終処理の際、

暫定評価基準により評価が行はれておたものにつき、確定評価基準を決定すること

ができる。

第七條第三項及び第九條の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第三十七條第一項中「前条第二項」を「第三十六條第二項」に、同条第二項中「前

項」を「第一項」に、同条第三項中「前二項」を「前四項」に改め、同条第一項の次

に次の二項を加える。

前項に規定する処分益又は処分損とは、処分細則と確定評価基準により評価が行

はれた時の帳簿価額との差益又は差損をいふ。但し、確定評価基準により評価が行

はれておたない資産及び負債については、処分細則と新勘定及び旧勘定の差の消滅

した時の帳簿価額との差益又は差損をいふ。

オ一項に規定する増価益又は減価損とは、新勘定及び旧勘定の己分の消滅の際、暫定評価基準により評価が行はれておいたものにつき、前条の規定により取付けられた相対評価基準によつて評価が行はれた場合に生じた差益又は差損をいふ。

オ三七条の三オ一項中「整理が完了したとき」の下に「へこれらの資産及び負債のうち、オ七条オ一項の命令で定めるものを除くすべて」について、確定評価基準による評価が行はれたときを含む。レを加え、確定損を負担した整理債務の債権者に対する整理負担額の全額までレを「同条オ一項オ五号に規定する全額の全額まで」に改め、同条オ二項を次のように改める。

金融機関は、その調整勘定関係の際、同勘定に利益金の残額があるときは、オ二五条オ一項の規定により株主として確定損を負担した者（相対人その他の一取承継人を含む。以下同じ。）に、左の各号の全額を分配しなければならぬ。

- 一 負担した確定損に相当する全額

二 金融機関の新勘定及び旧勘定の己分の消滅した日の翌日から本号の規定による分配の日までの期間に及び、前条オ一項オ四号に規定する約定利率のない整理債務の債権者に分配する場合に附する利率による利息に相当する全額

オ三十七条の三に次の三項を加える。

前項の場合において、調整勘定の利益金の残額がその分配全額に不足するときは、その確定損の整理負担額に及び、均等の割合で分配しなければならぬ。

金融機関は、オ二項の規定により分配してもなほその調整勘定に利益金の残額があるときは、これを当該金融機関の利益準備金として積み立てるものとする。

前三項の規定は、オ三十八条の三の規定により在外資産負債処理勘定を設けておける金融機関には、適用しない。

オ三十七条の七中「普通所得」を「所得」とし、「へ昭和二十三年法律オ百十号」を「昭和二十五年法律オ二百二十六号」に改め、同条に次の三項を加える。

オ三十七条の二オ一項オ四号又はオ五号の規定により分配される利息に相当する

金額は、所得税法（昭和二十二年法律オ二十七号）の適用については、同法オ九条オ一号に規定する利子所得とみなす。

オ二十七条の三オ二項オ一号の規定により分配する金額は、法人税法による各事業年度の所得及び地方税法による事業税を課する場合における各事業年度の所得の計算上は、これを損金とする。

オ三十七条の三オ二項オ二号の規定により分配される利息に相当する金額は、所得税法の適用については、同法オ九条オ二号に規定する配当所得とみなす。

オ五章の次に次の一章を加える。

オ五章の二 在外資産負債の処理

（在外資産負債）

オ三十八条の二 この章において「在外資産」と及び「在外負債」とは、金融機関の本店又は従たる事務所のうち金融機関経理又は指置法の施行の際同法の施行地外にあつたもの（以下「在外店舗」という。）に係る資産及び負債であつて、この法律の

施行地外に住所を有する者（閉鎖株式会社及び旧日本占領地域に本店を有する会社の本店内にある財産の整理に関する政令に規定する在外会社を除く。）に係る債権及び債務以外のものをいう。

一 在外店舗がこの法律の施行地内にあつた店舗（事務所を含む。以下同じ。）に係り出した送金為替のうち、未収となつてゐる部分に係る支払の債務は、当該振出店舗の属した金融機関が当該為替の所持人に対して当該振出店舗に係る負債としてこれを負うものとする。

二 在外資産に係る債権又は在外負債に係る債務で別表に換算率の定めがあるものの金額は、同表の換算率により換算した金額とする。但し、在外資産に係る債権のうち、その債務者が閉鎖株式会社に関するものについては同令に定める換算率、旧日本占領地域に本店を有する会社の本店内にある財産の整理に関する政令に規定する在外会社であるものについては同令に定める換算率と適用するものとする。

4 前項の債権及び債務については、金融機関再建整備法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第一〇五号）の施行の日以後は、利息は附されないものとする。

（在外資産負債処理勘定の設定）

才三十八条の三 在外資産又は在外負債を有する金融機関（以下この章において単に「金融機関」という。）は、主務大臣の指定する日において在外資産負債処理勘定（以下「在外勘定」という。）を設けなければならない。

才三十九条才一項に規定する整備計画書の定めるところにより、事業の全部を譲渡して解散した金融機関が、金融機関整理法に急措置法の施行の際、在外資産又は在外負債を有していたときは、当該事業を譲り受けたる金融機関は、主務大臣の定めるところにより、当該在外資産又は在外負債をその譲り受けたる金融機関の在外資産又は在外負債として引き継ぎ、在外勘定を設けなければならない。

才 在外資産及び在外負債は、在外勘定に属するものとし、他の勘定に属せしめられてはならない。

（在外勘定の整理）

才三十八条の四 金融機関の在外負債に関する債権者が、債権者であることを証する物件を添えて、当該金融機関に申し出た場合において、当該金融機関は、その申出が正当であるときは、その申出に係る債権に関する債務を当該金融機関の在外勘定の債務として確認しなければならない。

才 金融機関は、その在外資産については当該金融機関への所屬が確定した金額を在外勘定の資産の部に、在外負債については前項の規定により確認した金額を在外勘定の負債の部に計上するものとする。

才 金融機関は、金融機関整理法に急措置法才三十二条才三項の規定により当該金融機関の旧勘定に属させられた在外店舗に対する借のうち、在外勘定の設定の際、当該金融機関の他の勘定に計上されているものを在外勘定に対する借とするものとする。

才 金融機関は、その調整勘定の時鎖の際、同勘定に利益金の残額があるときは、これをその在外勘定に繰り入れて資産の部に計上するものとする。

才 在外勘定は、他の勘定と区別して整理しなければならない。

6 在外勘定の怪理に關し必要な事項は、主務大臣が定める。

(支払)

オ三十八条の五 金融機関は、在外勘定に計上されたオ三十八条のニオ二項の未払送金為替に係る債務のうち、主務大臣の指定する日までに前条オ一項の債権者の申出があつたものにつき、その指定された日から九十日以内に、在外勘定に計上された資産の範囲内において、一件五万四(当該送金為替につき既に支払われた金額があるときは、その支払われた金額を五万円から差し引いた金額)を限度として支払をしなければならぬ。

金融機関は、前項の規定による支払をした後その在外勘定下なお資産が計上されているとき、又はその支払後在外勘定上新たに資産が計上されたときは、主務大臣の認可を受け、省令で定めるところによりあらかじめ公告をして、在外勘定に計上されている債務につき、当該資産の範囲内において、支払をしなければならぬ。  
前二項の場合において、支払に充てる資産が不足するときは、在外勘定に計上さ

れた債務の債権者に対し、その支払われるべき金額に応じ、それと同等の割合で支払をしなければならぬ。

(支払資金の繰入)

オ三十八条の六 金融機関が前条オ一項の規定による支払をする場合に、在外勘定にその支払に充てるべき資産が不足するときは、当該金融機関は、その調整勘定からその利益金の範囲内で当該不足金額の全部又は一部を在外勘定に繰り入れ、その支払に充てることができる。

前項の規定により在外勘定への繰入を以て金融機関は、前条オ一項の規定により支払を行った後、在外勘定に資産が計上されたときは、同条オ二項の規定による支払に先立ち、随時、その繰り入れた金額に相当する金額を返済しなければならぬ。但し、当該金融機関の調整勘定がオ三十七条の三オ一項の規定により削減されたときは、この限りでない。

(支払資金の借入)

オ三十八条の七 調整勘定を設けなかつた金融機関がオ三十八条の五オ一項の規定による支払をする場合に、在外勘定にその支払に充てるべき資産が不足するときは、当該金融機関は、旧勘定の最終処理の際における旧勘定の積立金のうち、オ二十五条オ一項オ二号の規定により取り戻さなかつた部分に相当する金額の範囲内で、他の勘定から当該不足金額の全部又は一部を在外勘定に借り入れ、その支払に充てることのできる。

二 前条オ二項本文の規定は、前項の規定による借入金金の返済について準用する。  
(在外勘定の閉鎖)

オ三十八条の八 金融機関は、在外負債に關する債権者への支払が完了したと認められるときは、主務大臣の認可を受け、府令の定めるところによりあらかじめ公告をして、その在外勘定を閉鎖することのできる。

二 金融機関は、前項の規定による閉鎖の際、その在外勘定に資産が計上されているときは、当該資産の範囲内において、オ三十八条の五の規定により支払われべき債務

の債権者に対し、主務大臣の定めるところにより、利息に相当する金額を分配しな  
ければならない。

三 前項の規定による分配をしてもなおその在外勘定に資産があるときは、当該金融機関は、当該資産の範囲内において、オ二十五条オ一項の規定により株主として確定損を負担した者に対し、オ三十七条の三オ二項各号の金額を分配しなればならない。

四 オ三十七条の三オ三項の規定は、前項の規定による分配について準用する。

五 オ三項の規定による分配を全額までしてもなおその在外勘定に資産があるときは、これを他の勘定に移し、これに相当する金額は、当該金融機関の利益準備金として積み立てるものとする。

六 調整勘定を有する金融機関の在外勘定の閉鎖の際、その在外勘定に資産があるときは、前三項の規定にかかわらず、当該資産を引当てたこれに見合つた利益金をその調整勘定に繰り入れるものとする。

オ三十八条の九 金融機関は、在外資産のないことが確定したときは、主務大臣の認可を受け、省令の定めるところにより公告をして、その在外勘定を閉鎖するものとする。

2 金融機関が前項の規定により在外勘定を閉鎖したときは、その在外負債に関する債権は、すべて同勘定の閉鎖の日において消滅するものとする。  
(税法上の特例)

オ三十八条の十 在外勘定に繰り入れる金額又は在外勘定から支出する金額は、法人税法による各事業年度の所得及び地方税法により事業税を課する場合における各事業年度の所得の計算上、これを益金又は損金と算入しない。

2 オ三十七条の七オ二項からオ四項までの規定は、オ三十八条の八オ二項又はオ三項の規定により分配される金額について準用する。

オ六十三条中オ十号をオ十一号とし、オ九号の次に次の一号を加える。

十 オ三十七条の三オ二項若しくはオ三項へオ三十八条の八オ四項において準用す

る場合を含む。)、オ三十八条の五又はオ三十八条の八オ二項若しくはオ三項の規定による支払若しくは分配を怠り、又はこれらの規定に違反してその支払若しくは分配をなしたとき、

オ六十三条に次の二号を加える。

十二 オ三十八条の四の規定による整理を怠り、又は同条の規定に違反してその整理を怠したとき、

十三 オ三十八条の六オ二項へオ三十八条の七オ二項において準用する場合を含む。の規定による返済を怠り、又は同項の規定に違反してその返済をなしたとき、

オ七十条オ一号中「又はオ三十四条オ一項」を、「オ三十四条オ一項、オ三十八条の五オ二項、オ三十八条の八オ一項又はオ三十八条の九オ一項」に改める。

附則の次に別表として次のように加える。

この法律は、公布の日から施行する。

金融機関再建整備法の規定による調整勘定を設けなかつた金融機関のうち 同法  
 第二十五條  
 第一項第三号の規定により資本を減少したものは、この法律の施行の日の属する事  
 業年度の決算において、前に旧勘定に属した資産及び負債について、新勘定及び旧  
 勘定の已分の消滅した日の翌日からこの法律の施行の日までに生じた利益金及び損  
 失金（金融機関再建整備法第三十七條第一項第一号又は第四号に規定する利益金及  
 び損失金をいう。次項において同じ。）を計算し、その差益に相当する金額を限度  
 として、同法第二十五條第一項の規定により株主として確定損を負担した者に対し、  
 同法第三十七條の三第二項の規定に準じて計算した金額を支払わなければならぬ。

金融機関再建整備法の規定による調整勘定を設けた金融機関のうち、この法律の  
 施行前に金融機関再建整備法第三十七條の二第一項第五号に規定する金額の全額ま  
 で分配してその調整勘定を閉鎖したものは、この法律の施行の日の属する事業年度

別表

(一) 第三十八條の二第二項の未払送金貯替に係る債務につ  
 いて適用する換算率表

表示通貨単位名	換算率 (本邦通貨/円に対する金額)
円 (海州中央銀行券)	1 円
円 (中国連合準備銀行券)	表示金額のうち 220,000 円以下の部分 11 円 表示金額のうち 220,000 円をこえる部分 21 円 表示金額のうち 250,000 円をこえる部分 31 円
円 (中央準備銀行券)	表示金額のうち 1,830,000 円以下の部分 61 円 表示金額のうち 1,830,000 円をこえる部分 117 円 表示金額のうち 4,170,000 円をこえる部分 294 円
円 (昭和十三年軍用手票)	10 円
グルデン (外貨表示軍用手票又は印 方前金庫券)	1 グルデン

(二) 債権 (債務者たる金融機関の在外負債として経理され  
 るものを除く。) 又は第三十八條の二第二項の未払送  
 金貯替に係る債務以外の債務について適用する換算  
 率表

在外所在地	表示通貨単位名	換算率 (本邦通貨/円に対する金額)
朝鮮	円	1.5 円
台湾	円	1.5 円
樺太	円	1 円
琉球	円	1 円
関東州	円	1.6 円
華中	(中国連合準備銀行券)	100 円
	(中央準備銀行券)	2,400 円
	(昭和十三年軍用手票)	10 円
ジャバ	グルデン (外貨表示軍用手票又は印方前金庫券)	1 グルデン

の決算下において、改正前の金融機関再建整備法オ三十七条の三オ二項の規定により法定準備金に併せられた金額と、前日旧勘定に属した資産及び負債について、調整勘定を閉鎖した日からこの法律の施行の日までに生じた利益金及び損失金を計算した場合の差益に相当する金額との合計額を限度として、金融機関再建整備法オ三十五オ一項の規定により株主として確定損を負担した者に対し、同法オ三十七条の三オ二項の規定に準じて計算した金額を支払わなければならない。

4 金融機関再建整備法オ三十七条の三オ三項の規定は、前二項の規定による支払について準用する。

5 金融機関再建整備法オ三十七条の七オ三項の規定は、オ二項又はオ三項の規定による支払金額のうち利息に相当する金額を除く部分について、同法オ三十七条の七オ四項の規定は、オ二項又はオ三項の規定による支払金額のうち利息に相当する金額について、それぞれ準用する。

6 金融機関再建整備法の規定による調整勘定を設けている金融機関は、前日旧勘定

(16)

に属した資産で資産再評価法（昭和二十五年法律オ百十号）による再評価を行つた後、この法律の施行前に処分したものに付き、この法律の施行の日属する事業年度の決算において、改正後の金融機関再建整備法オ三十七条の規定により調整勘定で処理すべき処分益を再計算しなければならない。

7 左の場合には、その行為をした金融機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。  
一 オ二項からオ四項までの規定による支払を怠り、又はこれらの規定に違反してその支払をしたとき、

二 前項の規定による経理を怠り又は同項の規定に違反してその経理をしたとき、

(17)

8 資産再評価法の一部を次のように改正する。  
オ百五条及びオ百六条を次のように改める。

（調整勘定を設けている金融機関内の再評価積立金の取次すし）

才百五条 金融機関再建整備法の規定による調整勘定を設けている金融機関が、前に旧勘定に属した資産で再評価を行ったものを処分し、同法第三十七条第一項に規定する処分益を生じた場合は、当該金融機関は、再評価積立金を貸借対照表の負債の部に計上している間は、その処分した日において、その処分益に相当する金額の再評価積立金を取りくずさなければならぬ。但し、その処分の際、当該資産の処分価額とその時における帳簿価額との差益があるときは、処分益とその差益との差額に相当する再評価積立金を取りくずせば足りぬ。

2 前項に規定する金融機関において、前に旧勘定に属した資産で再評価を行ったものにつき、金融機関再建整備法第三十七条第一項に規定する増価益を生じた場合は、当該金融機関は、再評価積立金を負債の部に計上している間は、その確定評価基準による評価を行った日において、その増加益に相当する金額の再評価積立金を取りくずさなければならぬ。但し、その確定評価

基準による評価を行った際、当該資産の評価価額とその直前の帳簿価額との差益があるときは、増価益とその差益との差額に相当する再評価積立金を取りくずせば足りぬ。

才百六条 削除

才百七条才一項才一号及び才百二十六条才二号中「才百三条又は才百四条の規定」と「才百三条から才百五条までの規定」に改める。

才百十一條を次のように改める。

才百十一條 削除

9 改正後の資産再評価法才百五条の規定は、この法律の施行前に処分された資産につき才六項の規定により再計算された処分益の経理についても適用する。この場合において、同条中「その処分した日」とあるのは、「金融機関再建整備法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律才一〇六号）附則才六項に規定する決算の日」と読み替へるものとする。

10 農林漁業組合再建整備法（昭和二十六年法律百四十号）に基く再建整備又は農林漁業組合連合会整備促進法（昭和二十八年法律百九十号）に基く整備を行つて  
いる農業者協同組合及び農業者協同連合会並びに当該農業者協同連合会の構成員たる農業者  
協同組合及び農業者協同組合連合会に対する金融機関再建整備法第三十七条及び資産  
再評価法百十一条の規定の適用については、この法律によるこれらの規定の改正  
にかかわらず、なお従前の例による。

(20)

理由

金融機関の再建整備を促進するため、金融機関再建整備法施行後の事態の進展  
に対処する規定を設け、あわせて同法の適用を除外された在外店舗に係る資産及  
び負債の取扱に關する規定を設けることが必要である。これら、この法律案を提  
案する理由である。

(21)

大蔵省令第一号  
農林省令第一号  
通商産業省令第一号

金融機関再建整備法（昭和二十一年法律第三十九号）第三十八条の三才二項、第三十八  
条の五才二項、第三十八条の八才一項及び第三十八条の九才一項の規定に基  
き、並びに同法第三十七条の三才四項及び第三十八条の八才五項の規定を実施するため、  
金融機関再建整備法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
昭和二十九年五月二十四日

大蔵大臣 小笠原 三九郎  
農林大臣 保 利 茂  
通商産業大臣 渡 知 瑛 一

金融機関再建整備法施行規則の一部を改正する省令  
金融機関再建整備法施行規則（昭和二十一年大蔵、農林、商工省令第一号）の一部を次  
のよう改正する。

第四十条の二才二項の次に次の一項を加える。  
前項の場合において、法第三十七条の三才四項の規定による利益準備金の積立は、中

業の譲受に係る資産の額に依り均等の割合で、これを行うものとする。

第四十八条を次のように改める。

第四十八条 法第三十九条第一項に規定する整備計画書に定めるところにより事業の全部を譲渡して解散した金融機関（以下本条において解散金融機関という。）が、金融機関の整理緊急措置法の施行の際、在外資産又は在外負債を有していたときは、当該事業を譲り受けた金融機関へ以下本条において譲受金融機関という。）は、法第三十八条の三第一項の規定により主務大臣の指定する日において、解散金融機関との間に、解散金融機関が有していた在外資産又は在外負債の引継に関する契約を締結し、当該在外資産又は在外負債を引き継ぐものとする。但し、既に解散金融機関の清算が終了している場合には、引継に関する契約を締結することと要しない。

前項の場合において、譲受金融機関が二以上あるときは、共同して当該在外資産又は在外負債を引き継ぐなければならない。

前項の場合において、法第三十八条の五並びに第三十八条の八や二項及び第三項の規定による支取及び分配は、合同の計算により連帯し又その責に任ずるものとし、法第三十八条の八や五項の規定による利益準備金の積立は、事業の譲受に係る資産の額に依り均等の割合で、これを行うものとする。

第四十八条の二 法第三十八条の五や二項の規定による公告は、同項の規定による主務大臣の認可を受けた後、左の各号に掲げる事項を日刊新聞紙に掲載し、且つ、当該金融機関の本店及び支店の店頭に掲示して行うものとする。

一 申出締切日

二 支取開始日

三 支取金額に関する事項

四 支取方法及び支取場所に関する事項

五 その他必要と認められる事項

第四十八条の三 法第三十八条の八や一項の規定による公告は、前項の規定による主務大臣の認可を受けた後、左の各号に掲げる事項を日刊新聞紙に掲載し、且つ、当該金融機関の本店及び支店の店頭に掲示して行うものとする。

一 閉鎖日

ニ その他必要と認められる事項

第四十八条の四 法第三十八条の八ノ二項の規定による利息に相当する金額の分配は、在外勘定を設けた日から支払の日の前日までの期間にわたる。法第三十七条の二ノ一項の四号に規定する約定利率のない整理債務の債権者に分配する場合に附する利率によるものとする。

第四十八条の五 法第三十八条の九ノ一項の規定による公告は、同項の規定による主務大臣の認可を受けた後、左の各号に掲げる事項を日刊新聞紙に掲載し、且つ、当該金融機関の本店及び支店の店頭に掲示して行うものとする。

一 閉鎖日

二 その他必要と認められる事項

附則

この府令は、公布の日から施行する。

大蔵省告示オ七百八十八号

金融機関再建整備法（昭和二十一年法律オ三十九号）オ三十八条の三ノ一項の規定により、在外勘定を設けなければならない日を次のように指定する。

昭和二十九年五月十五日

大蔵大臣 小 笠 原 三 九 郎

昭和二十九年六月一日

大蔵省告示第七百八十九号

金融機關再建整備法（昭和二十一年法律第三十九号）第三十八条の五第一項の規定  
により、在外債務に關する債権者の申出期間を次のように指定する。

昭和二十九年五月十五日

大蔵大臣 小 笠 泉 三 九 郎

昭和二十九年十一月三十日

海外から引揚げられた皆様へ

在外支店が内地の銀行に向けて振り出した送金為替と  
在外支店の預金等の債権の申告について

金融機関再建整備法の一部を改正する法律により「在外新定」を設けて首題債権の申  
告と受付けることとなりました。左記により御申告願います。

一、受付開始 昭和二十九年六月一日より  
二、受付銀行

(一) 送金為替は、取組んだ銀行の本店又は内地にある支店（以下本店という）な  
らびに、受付けます。取組んだ銀行以外の銀行に振り出したものも、取組んだ銀行  
の本支店へ御申告下さい。  
(二) 預金（指定金銭債権を含む。以下同じ）等については、その預金を預けた銀  
行の本支店ならびに受付けます。

三、申告の方法  
申告用紙がどこの本支店にも備えてありますから、これに記入し次の必要書類を添  
えて御申告下さい。なお御申告の方は本店へお申込みの際は早速申告用紙をお  
送り致します。

四、必要な書類  
(一) 現在の住所を証明する書類。米穀通帳、住民票抄本その他の現在の住所を証明  
する書類と御持ち下さい。（前記の法律の施行地外に現在の住所のある方は債権  
者として取扱うことが出来ないことになっております。）

(二) 債権の所持を証明する書類。送金小切手、口座振込副紙等、預金通帳、預  
金記簿等銀行取引において権利を証明する資料となるもの。但しその書類は受付  
銀行の在外支店が発行したものではないと確認が困難です。それ以外の書類は  
税関が発行したものでなければならず引換えて送金小切手等の原証書をお持ち下さい。

五、申告上の注意  
(一) 送金為替等ですべての一部の支払を受けられたものも、すべて前記により必ず申  
告して下さい。その送金為替等の領り証は送金小切手等の原証書と引換えの上  
お出し下さい。

(二) 書面又は口頭で今日までに受付銀行へお申渡のあった場合も、前記によりあら  
ためて御申告下さい。

六、債権の確認  
申告されたときは取敢えず「申告受付票」をお渡しし債権が確認されたときは改め  
てその旨御通知します。なお債権の確認には手続上相当の時間を要しますので申し  
く御申告を願います。

七、送金為替の支払  
確認された債権は「在外新定」の資産と取扱いとして支払われることになっておりま  
すので、持主が整理された上で支払われることとなります。但し、十一月三十  
日までに御申告になつた送金為替に限り、一件五万円（すでに支払われた金額が  
あるときは、その額を差引く）を限度として、右の申告期間経過後も、右の申告期間経過後も、

在外支店が内地の銀行に掛けて振り出した送金為替と  
在外支店の預金等の債権の申告について

金融機関再建整備法の一部を改正する法律により「在外無足上を改めて首題債権の申  
告と受付けることとなりましたから左記により御申告願います。

一、受付開始 昭和二十九年六月一日より  
二、受付銀行

(一) 送金為替は、取組んだ銀行の本店又は内地にある支店へ以下本支店という一  
の本支店へ御申告下さい。取組んだ銀行以外の銀行に掛けられたものも、取組んだ銀行  
(二) 預金(指定金銭債権を含む。以下同じ)等については、その預金等を預った銀  
行の本支店ならどこでも受付けます。

三、申告の方法  
申告用紙がどこの本支店にも備えてありますから、これに記入し次の必要書類を添  
えて御申告下さい。なお御申告の方は本支店へお申込みになれば早速申告用紙をお  
送り致します。

四、必要な書類  
(一) 現在の住所を証明する書類。米穀通帳、住民票抄本その他の現在の住所を証明  
する書類を御持ち下さい。(前記の法律の施行地外に現在の住所のある方は債権  
者として取扱うことが出来ないことになっております。)

(二) 債権の所持を証明する書類。送金小切手、口座振込割当書、預金通帳、預  
金記簿等銀行取引において権利を証明する資料となるもの。但しその書類は受付  
銀行の在外支店が発行したものではないと確認が困難な場合は、それ以外の書類は  
税関に発行したものであっても必ず引換えて送金小切手等の原証書をお持ち下さい。

五、申告上の注意  
(一) 送金為替等ですべての一部の支払を受けられたものも、すべて前記により必ず申  
告して下さい。その節送金為替等の預り証は送金小切手等の原証書と引換えの上  
お出し下さい。

(二) 昔細又は口頭で今日までにお申越のあった場合も、前記によりあら  
ためて御申告下さい。

六、債務の確認  
申告されたときは取敢えず「申告受付票」をお渡しし債権が確認されたときは改め  
てその旨御通知します。なお債権の確認には手続上相当の時刻を要しますので暫ら  
く御懸念を願います。

七、送金為替の支払  
確認された債権は「在外勘定」の資産を既取として支払われることになっておりま  
すので、将来それが整理された上で支払われることとなります。但し、十一月三十  
日までに、御申告になつた送金為替に限り、一件五万円へすむに支払われた金額が  
あるときは、その額を差引くことを限度として、右の申告期間経過後は優先的に御支  
払することになっております。

八、御注意下さい  
この送金為替の優先支払は十一月三十日までにお申越の御申告がないと受けられま  
せんから御注意下さい。

九、甲告のとさ等には必ず御印字(はんこ)を御持ち下さい。送金為替の一部支払に  
かかって押されたものを御持ち下さればなお結構です。

九、お問合せ  
権利を証明する書類が不備で申告書の返の手續について異向のある方、その他本件  
についてお問合せの旨には左記の銀行ならどこでも親切に御説明致しますから  
なんなりとお問合せ下さい。

昭和二十九年五月二十日

- (五十音順)
- |                |               |
|----------------|---------------|
| 株式会社 鹿児島銀行     | 株式会社 富士銀行     |
| (旧株式会社 鹿児島銀行)  | (旧株式会社 富士銀行)  |
| 株式会社 三和銀行      | 株式会社 北海通商銀行   |
| 株式会社 三友銀行      | 株式会社 三井銀行     |
| 株式会社 第一銀行      | (旧株式会社 第一銀行)  |
| (旧株式会社 第一銀行)   | 株式会社 三愛銀行     |
| 株式会社 大和銀行      | 株式会社 三信託銀行    |
| (旧株式会社 大和銀行)   | (旧株式会社 三信託銀行) |
| 株式会社 野村銀行      | 株式会社 三田銀行     |
| (旧株式会社 野村銀行)   | (旧株式会社 三田銀行)  |
| 株式会社 日本勧業銀行    | 株式会社 三井銀行     |
| (旧株式会社 日本勧業銀行) | (旧株式会社 三井銀行)  |
- 但し甲告受付は株式会社第一銀行、株式会社三井銀行の何れの本支店にて  
も甲告を受け付けます。

在外会社関係

裏面白紙

旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する  
政令の一部を改正する法律 (昭和三十九年五月五日公布法律第一〇七号)

旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令(昭和二十  
四年政令第二十九十一号)の一部を次のように改正する。

オニ条オ一項オ一号の次に次の一号を加える。

一ウニ 「在外金融機関」 在外会社のうち金融機関として主務大臣が告示で指定する  
ものをいう。

オニ条オ一項オ五号を次のように改める。

五 「未払送金為替に係る債務」 在外金融機関が本邦内の金融機関の店舗に何けて振  
り出した送金為替の、旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理  
に関する政令の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第一〇七号。以下「法律第一〇七  
号」という。)の施行の際未払となっている部分につき、当該在外金融機関が当該為  
替の所持人に対して負う債務をいう。但し、その所持人が左の一に該当する場合に限  
る。

イ 本邦内に住所（法人にあっては主たる事務所）を有する者

ロ 在外会社又は附鎖機関令に規定する附鎖機関（以下「附鎖機関」という。）  
オニ条オ一項オ五号の次に次の一号を加える。

五のニ 「預金等に係る債務」 前号に掲げる債務を除く外、在外金融機関の貸付資金その他の金融業務上の債務で主務省令で定めるものという。但し、その債権者が前号イ又はロに該当する場合に限る。

オニ条オ一項オ六号イを次のように改める。

イ 左に掲げる資産

- (一) 旧金、銀、有価証券等に関する金融取引の取締に関する件（昭和二十年大蔵省令オ八十八号。以下「大蔵省令オ八十八号」という。）オニ条オ二号の規定に該当する在外会社の本邦内にある資産
- (二) (一)に掲げるものを除き、未払送金勘替に係る債務又は預金等に係る債務の債権者に対して在外金融機関の有する債権。但し、その債権の金額は、当該債権の金額（オニ条オ三の規定により支払う金額を含む。）を限度とする。

(三) (一)及び(二)に掲げるものを除き、この政令又は他の法令の規定により在外金融機関又は金融機関再建整備法（昭和二十一年法律オ三十九号）に規定する金融機関

若しくは附鎖機関から本邦内において支取を受けることができる債権

オニ条オ一項オ六号のロの(三)の規定中「(一)の下に「(二)及び(四)」を、「資産」の下に「(イ)の(二)及び(三)に規定するものを除く。」を加える。

オニ条オ一項オ六号ロ中(三)を(四)とし、(二)の次に次のように加える。

(三) 未払送金勘替に係る債務及び預金等に係る債務（オニ条オ三の規定により支払う金額を含む。）

(四) (一)から(三)までに掲げる負債を除き、この政令又は他の法令の規定により在外金融機関又は金融機関再建整備法に規定する金融機関若しくは附鎖機関に対して本邦内において支払う債務。但し、その債務の金額は、当該債務の債務者ごとに、当該在外会社がその者に対して有するイの(二)及び(三)に掲げる債権の金額を限度とする。

オ八条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、オニ条オ一項オ六号のロの(三)又は(四)に掲げる債権の債権者は、当該債権につき相殺をすることができぬ。

オ十五条の次に次の一条を加える。

オ十五条の二 特殊整理人は、法律オ一〇七号の施行の日へその施行の日において在外金融機関でないものについては、指定日)から一月内に、少くとも二回の公告をもって、未払送金為替に係る債権及び預金等に係る債権の債権者に対し、一月を下らない範囲において主務大臣の定める期間内にその債権を申し出るように催告をしなければならない。

2 前条オ二項からオ四項までの規定は、前項の規定により催告をする場合に準用する。

オ二十七条の次に次の二条を加える。

(換算方法)

オ二十七条の二 未払送金為替に係る債権で別表オ一に換算率の定があるもの及び預金等に係る債権で別表オ二に換算率の定があるものの金額は、それぞれこれらの表に定める換算率により換算した金額とする。

オ二十八条オ一項オ六号イの(一)及び(二)に掲げる債権並びに同号ロの(四)に掲げる債権で別表

オ二に換算率の定があるものの金額は、前項又は他の法令に別定の定がある場合を除き、同表に定める換算率により換算した金額とする。

(加算金額)

オ二十七条の三 在外金融機関は、未払送金為替に係る債権又は預金等に係る債権の債権者に対し、主務省令の定めるところにより計算した金額を当該債権の金額に加算して支払うことができる。

オ二十八条オ一項オ四号中「オ二号に規定する債権及び」を「オ二号及びオ四号から前号までに規定する債権並びに」に改め、「資産」の下に「オ二条オ一項オ六号イの(一)及び(二)に規定するものを除く。」しを加え、同号を同項オ十号とし、以下六号ずつ繰り下げ、同項オ三号の次に次の六号を加える。

四 未払送金為替に係る債権で、一件の金額が五万円以下のものは金額、五万円をこえるものは五万円までの金額

五 前号に掲げるものを除く未払送金為替に係る債権

六 預金等に係る債権で、一件の金額が五万円以下のものは金額、五万円をこえるものは

の五万円までの金額

七 前号に掲げるものを除く預金等に係る債権

八 オ二十七条の三の規定により支払う金額

九 前各号に掲げる債権以外の債権で、本邦内において支払うもの

オ二十八条の二中「オ三号」と「オ九号」を「同項オ四号」を「同項オ十号」に改める。

オ三十六条オ一項中「オ三条」を「オ二条オ一項オ一号の二、オ三条、オ十五条の二、」に改め、同条オ二項中「オ七条及び」を「オ二条オ一項オ五号の二、オ七条、オ二十七条の三及び」に改める。

オ四十二条オ二号中「オ十五条」の下に「オ十五条の二、」を加える。

附則の次に別表第一及び別表第二として、次のように加える。

別表第一

表 示 通 貨 単 位 名	換 算 率 (本邦通貨ノ円に對する金額)
(中国連合準備銀行券) 円	表示金額のうち 330,000円以下の部分 11円
	表示金額のうち 330,000円をこえ750,000円以下の部分 21円
	表示金額のうち 750,000円をこえる部分 51円
(中央儲備銀行券) 円	表示金額のうち 1830,000円以下の部分 61円
	表示金額のうち 1830,000円をこえ4170,000円以下の部分 117円
	表示金額のうち 4170,000円をこえる部分 394円

別表オニ

店名	所在地	種類	備考
他名	田	可	1.5 円
債	田	可	1.5 円
通	田	可	1.5 円
六	田	可	1.5 円
所	北	可	100. 円
在	北	可	100. 円
地	北	可	100. 円
別	北	可	100. 円
表	北	可	100. 円
オ	北	可	100. 円
ニ	北	可	100. 円

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 大蔵省設置法（昭和二十四年法律オ百四十四号）の一部を次のように改正する。
  - オ十条中オ二十九号を削る。
  - オ十一條中オ十一号をオ十二号とし、オ十号とオ十一号とし、オ九号の次に次の一号を加える。
  - 十 外国に居住する本邦人（外国に本店を有する本邦法人を含む。）が本邦内に有する財産を管理すること。

旧日本占領地域に本店を有する会社の本部内にある財産の整理に  
関する政令の施行に因する政令の一部を改正する省令

(二九、五一、五 法務省、外務省、大蔵省、厚生省、農林省、  
通商産業省、運輸省令第一号)

旧日本占領地域に本店を有する会社の本部内にある財産の整理に因する政令の施行に因  
する命令(昭和二十四年法務省令、外務省令、大蔵省令、厚生省令、農林省令、通商産業  
省令、運輸省令第一号)の一部を次のように改正する。

第一條及び第二條を次のように改める。

第一條 旧日本占領地域に本店を有する会社の本部内にある財産の整理に因する政令(昭  
和二十四年政令第一九十一号。以下「令」という。)第二條第一項第一号に規定する  
附属の島とは、左に掲げる島しよ以外の島しよをいう。

- 一 小笠原諸島及び硫黄列島
- 二 硫黄島及伊平屋島並に北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む。)
- 三 沖の島及加那利島

2 令ヲ二条オ一項オ三号に規定するその他の箇しよは、前項各号に掲げる箇しよをいう。  
オ二条 令ヲ二条オ一項オ五号の二に規定する預金等に係る債務は、左に掲げるものとす  
る。

一 預金（主務大臣が告示で指定するものを除く。）

二 貯金

三 定期預金給付金

四 無尽給付金

五 その他オ一号からオ四号までに掲げるものに準する債務

オ十一系オ一項中「特殊整理人」の下に「（在外金融機関の特殊整理人を除く。）」を  
加え、同項の次に次の一項を加える。

2 令ヲ二十一系オ一項の規定により、決定整備計画書の変更の認可を受けようとする在  
外金融機関の特殊整理人は、主務大臣の指定する日までに、前項各号に掲げる事項及び  
令ヲ二十七条の三の規定により支払う金額の計算方法並びにその他主務大臣の必要と認  
める事項を記載した決定整備計画書変更認可申請書を主務大臣に提出しなければならぬ。

オ十二条の次に次の一項を加える。

オ十二条の二 在外金融機関が令ヲ二十七条の三の規定により支払う金額は、在外金融機  
関の特殊整理人が主務大臣の認可を得て定めた計算方法により計算した金額とする。

2 在外金融機関が未払送金為替に係る債務又は預金等に係る債務の積込者に対して債権  
を有するときは、令ヲ二十七条の三の規定により支払う金額は、前項の規定に係わらず  
同項の規定により計算した金額から、その金額の当該債務の金額に対する割合を当該債  
権の金額に乗じて得た金額を差し引いて得た金額とする。

附則

この令は、公布の日から施行する。

大蔵省告示第七八六号

旧日本占領地域に本店を有する会社の本店内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二一九十一号）の二の規定により、左の各号に掲げる在外会社を在外金融機関として指定する。

昭和二十九年五月十五日

大蔵大臣 小笠原 三九郎

- 一 株式会社清和銀行
- 二 株式会社漢口銀行
- 三 株式会社上海銀行
- 四 株式会社台湾貯蓄銀行
- 五 株式会社彰化銀行
- 六 株式会社台湾商工銀行

- 七 株式会社朝鮮商業銀行
- 八 株式会社朝鮮野畜銀行
- 九 朝鮮炭石株式会社
- 十 株式会社朝鮮銀行

大蔵省告示オセ七八七号

旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令オニ百九十一号）オ十五条のニオ一項の規定により、在外金融機関の本  
 払送金為替に係る債務又は預金等に係る債務の債権者に対する催告による当該債権の  
 申出期間は、その公告の日から六月とする。但し、旧日本占領地域に本店を有する会  
 社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律（昭和二十九年法律  
 オ一〇七号）の施行の日へその施行の日において在外金融機関でないものについては、  
 指定日以後本邦に到着した未払送金為替に係る債務又は預金等に係る債務の債権者  
 の当該債権の申出期間については、当該債権者が本邦に到着した日から起算して七月  
 とする。

昭和二十九年五月十五日

大蔵大臣 小笠原三九郎

在外金融機関の本送金為替及び在外店舗の預貯金等に関する

債権申出催告書（オ一回）

今般昭和二十九年法律第一〇七号によりて昭和二十四年改令オ三九一号の一部が改正され、在外金融機関の本送金為替及び預金等に係る債務につき本邦内に住所を有する方は御支取致すことになりましむから、石債権を有せらるる方は関係在外金融機関に対し左記事項を御申出下さい。同上改令オ十五条の二の規定に基づいて此般催告申し上げます。

一、申出債権の種類

未送金為替 全（外地からの対日送金の条件として一定金額を現地に預けしる現預金、定期預金、定額貯蓄金その他預貯金を除く）

二、申出時期

昭和二十九年十一月三十日まで（但し本年五月十五日以後引揚の方については本邦へ着いた日から七ヶ月以内）  
◎この期日までに申出のない債権は特殊整理から除外されますから御注意下さい。

三、申出場所

左記記載の在外金融機関特殊整理事務所（未送金為替については取組銀行、預金等については預金先在外金融機関）

四、申出の方法その他

送金小切手、預金通帳、存款憑証その他これに準ずる証憑書類等（税関から来た取寄せてない方は至急御取寄せ下さい）を御所持の方は所定の申出用紙にこれを添えて夫々の特殊整理人に御申出願ひます。尚ほ以前に申出たことのある方も改めて申出して下さい。債権申出書については審査の上確認できるかにより清算費金の範囲内で法定清算率により御支取ひ致します。その他詳細な手續又は書式等については、当該事務所又はその指定銀行本支店につきお尋ね下さい。尚所定用紙は当該事務所にお申出になれは早速お送り致します。

記

昭和二十九年五月二十八日

在外金融機関名	特殊整理事務所及指定銀行	在外金融機関名	特殊整理事務所及指定銀行
株式会社 濟南銀行	東京都港区三田三丁目一四九番地 富士銀行 秋葉文庫内	株式会社 台湾商工銀行	東京都中央区銀座五丁目三番地 三井銀行 本町支店文庫内
特殊整理人 多田見文雄	指定銀行 富士銀行	特殊整理人	指定銀行

在外金融機関の未払送金為替及び在外店舗の預貯金等に因する

債権申出 確告 (オ一回)

今般昭和二十九年法律第一〇七号によつて昭和二十四年政令第一九一号の一部が改正され、在外金融機関の未払送金為替及び預貯金等に係る債権につき本邦内に住所を有する方に御取扱いをなすことになりました。右債権を有せられる方は、関係在外金融機関に対し左記事項を御申出下さい。同政令第十五条の二の規定に基づいて此致確告申し上げます。

一、申出債権の種類  
未払送金為替  
全(外地からの対日送金の条件として一定金額を現地に預けられた現預金、定期預金、送金貯蓄金その他預貯金に準ずるもの)

二、申出期日  
昭和二十九年十一月三十日まで(但し本年五月十五日以後引揚の方については本邦へ着いた日から七ヶ月以内)

三、申出場所  
左記記載の在外金融機関特殊整理事務所(未払送金為替については取組銀行、預貯金等については預け先在外金融機関)

四、申出の方法その他  
送金小切手、預金通帳、存款憑証その他これに準ずる証拠書類等(税関から来た取寄せてない方は至急御取寄せ下さい)を御所持の方は所定の申出用紙にこれを添えて夫々の特殊整理人に御申出願ひます。尚ほ以前に申出たことのある方も改めて申出して下さい。債権申出書については審査の上確認できるかに限り清算費金の範囲内で法定換算率により御取扱い致します。その他詳細な手続又は書式等については、当該事務所又はその指定銀行本文店につきお尋ね下さい。尚所定用紙は当該事務所にお申出になれは早速お送り致します。

昭和二十九年五月二十八日  
記

在外金融機関名	特殊整理事務所及び指定銀行	在外金融機関名	特殊整理事務所及び指定銀行
株式会社 清南銀行 特殊整理人 多治見 文雄	東京都港区三田二丁目二番地 富士銀行 東京支店内 指定銀行 富士銀行	株式会社 台湾商工銀行 特殊整理人 与田 四郎	東京都中央区本町二丁目二番地 三井銀行 本町支店内 指定銀行 三井銀行
株式会社 漢口銀行 特殊整理人 入江 澄	東京都港区三田二丁目二番地 三井銀行 新橋支店内 指定銀行 三井銀行	株式会社 朝鮮商業銀行 特殊整理人 徳山 新	東京都中央区本町二丁目二番地 三井銀行 本町支店内 指定銀行 三井銀行
株式会社 上海銀行 特殊整理人 安藤 博	東京都中央区本町二丁目二番地 三井銀行 本町支店内 指定銀行 三井銀行	株式会社 朝鮮貯蓄銀行 特殊整理人 山口重次	東京都中央区本町二丁目二番地 三井銀行 本町支店内 指定銀行 三井銀行
株式会社 台湾野善銀行 特殊整理人 原目 教子	東京都中央区本町二丁目二番地 三井銀行 本町支店内 指定銀行 三井銀行	株式会社 朝鮮商業銀行 特殊整理人 徳山 新	東京都中央区本町二丁目二番地 三井銀行 本町支店内 指定銀行 三井銀行
株式会社 彰北銀行 特殊整理人 吉市 水太郎	東京都中央区本町二丁目二番地 三井銀行 本町支店内 指定銀行 三井銀行	株式会社 朝鮮商業銀行 特殊整理人 徳山 新	東京都中央区本町二丁目二番地 三井銀行 本町支店内 指定銀行 三井銀行

◎尚株主の方、旧取替でまだ連絡のとれない方は御住所を至急御知らせ願います。

引揚者が持ち帰った旧日本  
銀行券関係

裏面白紙

日本銀行券預入令等と  
法律 庶此寸る

日本銀行券預入令等と  
法律 庶此寸る

日本銀行券預入令等を廃止する法律  
左に掲げる法令は、廃止する。

昭和二十六年法律第六号

112.819

- 一 日本銀行券預入令（昭和二十一年勅令第八十四号）
- 二 日本銀行券預入令の特例の件（昭和二十一年勅令第九十号）
- 三 旧日本銀行券の未回収発行残高に相当する金額の一部を国庫に納付するに伴う日本銀行への交付金に関する法律（昭和二十二年法律第一百八十三号）

附則

この法律は、公布の日から起算して六月以内で政令で定める日から施行する。

二 外国その他の政令で定める地域から引き揚げ、昭和二十年九月二十四日以後に本邦

（当該政令で定める地域を除く。）に到着した者（以下「引揚者」という。）が引

揚の際携帯した旧日本銀行券（旧日本銀行券預入令第一条の規定により強制通用の

初物を失った日本銀行券をいう。以下同じ。）で左の各号に掲げるものについては、

当該引揚者又はその相続人は、当該各号に掲げる期間内に、日本銀行に対し、これ

264,281.00  
 150,000 x 70% = 105,000  
 264,281.00 - 105,000 = 159,281.00

- の際携帶した旧日本銀行券 本邦に到着した日から一月以内
- 前項の規定により引換を請求することができる新日本銀行券の金額は、引揚者一人につき、左の各号に掲げる金額とする。
- 一 旧日本銀行券の券面金額の合計額が五万円以下であるときは、旧日本銀行券の券面金額一円に対し一円の割合で計算した金額
  - 二 旧日本銀行券の券面金額の合計額が五万円をこえるときは、五万円につき前号の規定により計算した金額と、五万円をこえる金額につき旧日本銀行券の券面金額一円に対し七十分の割合で計算した金額との合計額。但し、当該合計額が二十万円をこえるときは、二十万円とし、一円未満の端数を生じたときは、一円として計算する。
  - 三 前二項の規定により旧日本銀行券の引換を請求しようとする者は、大蔵省令で定めるところにより、自己又はその被相続人が引揚者であり、且つ、その引揚の際当該旧日本銀行券を携帶したことを立証しなければならぬ。

- を次項の規定により新日本銀行券へ引換の際現に通用する日本銀行券をいう。以下同じ。と引き換えることを請求することができる。
- 一 旧外国為替管理法（昭和十六年法律第八十三号）、旧金、銀又は白金等の地金又は合金の輸入の制限又は禁止等に関する件（昭和二十年勅令第五百七十八号）、旧財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令（昭和二十四年政令第五百九十九号）若しくは外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）又はこれらに基く命令の規定により携帶輸入が認められなかつたため税関に寄託されたい旧日本銀行券。その返還を受けたい日から三月以内（この法律の施行前に返還を受けている場合は、この法律の施行の日から三月以内）
  - 二 昭和二十八年九月一日以後この法律の施行の日から二月を経過した日前に本邦に到着した引揚者が引揚の際携帶した旧日本銀行券。この法律の施行の日から三月以内
  - 三 この法律の施行の日から二月を経過した日以後に本邦に到着した引揚者が引揚

- 5 日本銀行は、オニ項の規定による引換の請求があつたときは、直ちに旧日本銀行券と引き換えにオニ項に規定する金額の新日本銀行券を交付しなければならぬ。
- 6 左の各号に掲げる旧日本銀行券については、その交付を受けた者その他の政令で定める所轄者は、政令で定める期間内に、日本銀行に対し、これを新日本銀行券と引き換えることを請求することができ、
  - 一 刑事事件について差し押えられ、又は領置されていゝことその他の政令で定めらるゝを得ない事由により、この法律の施行前に旧日本銀行券預入令オニ条の規定により預金、貯金又は金銀信託とすることのできなかつた旧日本銀行券
  - 二 旧日本銀行券預入令の特例の件オニ条オニ項に規定する証券をはり付けられた旧日本銀行券で、昭和二十一年十月三十一日以前に刑事事件について差し押えられ、又は領置され、この法律の施行の日の前日から起算して二箇月前の日以後に還付され、又は國に帰属したものの
- 7 オニ項及びオ五項の規定は、前項の規定による引換について準用する。

- 8 政令で定める金融機関は、政令で定めるところにより、日本銀行に代り、この附則の規定による旧日本銀行券の引換の事務の一部を取り扱うものとする。
- 9 日本銀行は、特別の勘定を設け、旧日本銀行券の発行高に相当する金額のうち、この法律の施行の際旧日本銀行券預入令オニ条オニ項に規定する勘定に属する金額と、政令で定めるところにより、已分整理しなければならぬ。
- 10 日本銀行は、前項に規定する特別の勘定に属する金額のうち政令で定める金額を、政令で定めるところにより、國に納付しなければならぬ。
- 11 日本銀行が前項の規定に基づきオ九項に規定する特別の勘定に属する金額の一部を國に納付した場合において、日本銀行が旧日本銀行券預入令オニ条オニ項の規定により昭和三十一年四月一日以後旧日本銀行券で預入を受けに金額とオ五項（オ七項において準用する場合を含む。）の規定により交付した新日本銀行券の金額との合計額が、昭和三十一年三月三十一日における旧日本銀行券の発行高に相当する金額から日本銀行が前令オニ条オニ項又は前項の規定に基づき國に納付した金額の合計額

を控除した金額をこえるときは、政府は、政令で定めるところにより、その超過額に相当する金額を日本銀行に交付しなければならぬ。

12 前二項に定めるものの外、十九項に規定する特別の勘定に属する金額に相当する日本銀行の取産の処理に關し必要な事項は、政令で定める。

13 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

14 小額通貨の整理及び支払金の端数計算に關する法律（昭和二十八年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「所持するもの」の下に「及び昭和二十九年九月二十四日から昭和二十八年八月三十一日までの間に旧外国為替管理法（昭和十六年法律第八十三号）、旧金、銀又は白金等の地金又は合金の輸入の制限又は禁止等に関する件（昭和二十一年勅令第五百七十八号）、旧取産及び貨物の輸出入の取締に關する政令（昭和二十四年政令第九十九号）若しくは外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律

第六十号）又はこれらに基く命令の規定により輸入が認められなかつたため  
税関に身証されていたもの」を加える。

理由

日本銀行券預入命令を廃止し、同令による預入の機会を与えられなくなった引揚者の一  
携持した旧日本銀行券<sup>等</sup>を新日本銀行券と引き換えることとする必要がある。これが、  
この法律案を提出する理由である。

政令才一三五号

日本銀行券預入令等を廃止する法律の施行期日を定める政令

内閣は、日本銀行券預入令等を廃止する法律（昭和二十九年法律才六十六号）附則  
才一項の規定に基づき、この制令を制定する。

日本銀行券預入令等を廃止する法律は、昭和二十九年七月一日から施行する。

理田

旧日本銀行券復入令等を廃止する法律の施行期日を定める法律の公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

日本銀行券預入令等を廃止する法律の施行  
期日を定める政令案要綱

日本銀行券預入令等を廃止する法律は、昭和 27 年 7  
月 1 日から施行する。

政令才一三六号

日本銀行券預入令等を廃止する法律施行令

内閣は、日本銀行券預入令等を廃止する法律（昭和二十九年法律才六十六号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

（地域 の 指定）

才一系 日本銀行券預入令等を廃止する法律（以下「法」という。）附則才二項に規定する地域は、左の各号に掲げる地域とする。但し、才五号に掲げる地域は、昭和二十一年四月十一日附、才六号に掲げる地域は、昭和二十六年十二月五日附、才七号に掲げる地域は、昭和二十八年十二月二十五日附の引揚に係る場合に限る。

一 琉球諸島及び大東諸島

二 壱俣岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火島列島を含む。）

三 沖の鳥島及び南鳥島

四 齒舞群島（水晶島、勇留島、秋勇留島、志登島及び多葉島を含む。）及び色丹

島

五 伊豆諸島

六 北緯二十九度から北緯三十度までの間にある南西諸島（口之島を含む。）

七 奄美群島

（引換の特例）

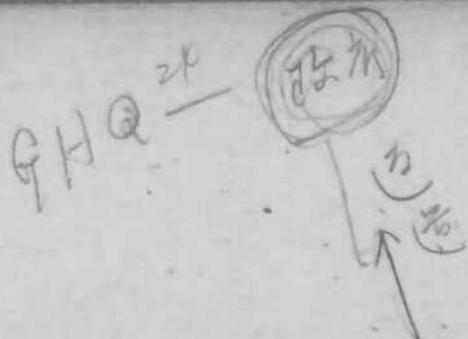
オニ条 左の各号に掲げる者は、法附則オニ項の規定により、当該各号に掲げる期間内に、その所持する当該旧日本銀行券（法附則オニ項に規定する旧日本銀行券をいう。以下同じ。）を新日本銀行券（法附則オニ項に規定する新日本銀行券をいう。以下同じ。）と引き換えることを請求することができる。

一 昭和二十一年三月七日以前に刑事事件について差し押えられ、又は没収された旧日本銀行券が昭和二十九年六月十七日以後に還付され、又は国に帰属した場合におけるその還付を受けたる者又は国（当該事実について検察官の証明のある場合に限る。） 当該旧日本銀行券の還付を受けた日又は当該旧日本銀行券が国に帰属した日から二週間以内

属した日から二週間以内

輸入に係る郵便物に封入されていた旧日本銀行券で、旧外国為替管理法（昭和十六年法律オ八十三号） 旧金、銀又は白金等の地金又は合金の輸入の制限又は禁止等に関する件（昭和二十年勅令オ五百七十八号） 旧財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令（昭和二十四年政令オ百九十九号）若しくは外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律オ二百二十八号）又はこれらに基づく命令の規定により輸入が認められなかつたため大蔵省に寄託されていたものの返還を受けたる者（当該事実について大蔵省理財局長の証明のある場合に限る。） 当該旧日本銀行券の返還を受けた日（法の施行前に返還を受けている場合には、法の施行の日）から三月以内

三 政府が連合国占領軍から引渡を受けて日本銀行に保管させていた旧日本銀行券を管理する政府職員で大蔵大臣の指定するもの（当該事実について大蔵省理財局長の証明のある場合に限る。） 法の施行の日から三月以内



四 法附則才六項才ニ号に掲げる旧日本銀行券の還付を受けたる者又は当該旧日本銀行券が国に帰属した場合に於ける国（当該事実について検査官の証明のある場合に限る。） 当該旧日本銀行券の還付を受けた日又は当該旧日本銀行券が国に帰属した日から二週間以内

（日本銀行代理店における引換事務の取扱）

才三系 国庫金の出納に関する事務を取り扱う日本銀行の代理店（以下「代理店」という。）は、法の施行の日から三月以内の期間に限り、法附則才ニ項各号に掲げる旧日本銀行券（当該旧日本銀行券の引換を請求しようとする者又はその被相続人が引換の際携帶した旧日本銀行券の券面金額の合計額が五万円以下である場合に限る。）の引換に関する事務を取り扱うものとする。

二 大蔵大臣の指定する代理店は、前項の規定による外、大蔵大臣の指定する期間は、大蔵大臣の定めるところにより、法附則才ニ項各号に掲げる旧日本銀行券の引換に関する事務を取り扱うものとする。

（旧銀行券未決済金額定の整理）

才四系 日本銀行は、旧日本銀行券の発行高に相当する金額のうち、法の施行の際旧日本銀行券預入令（昭和二十一年勅令才八十四号）才五系才ニ項に規定する勘定に属する金額を、旧銀行券未決済金額定として整理するものとする。

二 日本銀行は、法附則才五項（法附則才七項において準用する場合を含む。）の規定により旧日本銀行券と引き換えに交付した新日本銀行券の券面金額に相当する金額を旧銀行券未決済金額定の金額から減額整理しなければならない。

三 日本銀行は、大蔵大臣の定めるところにより、旧銀行券未決済金額定に関する報告書に大蔵大臣に提出しなければならない。

附則

この政令は、昭和二十九年七月一日から施行する。

理由

旧日本銀行券預入令等を廢止する法律の施行に伴い、旧日本銀行券の引換に關し、所  
要の事項を定める必要があるからである。

日本銀行券預入令等を廃止する法律施行

令案要綱

日本銀行券預入令等を廃止する法律を施行するため、つぎのように必要な事項を定めようとするものである。

- 1 引換者が外国以外の地域から引き揚げた場合における当該地域を指定する。
- 2 引換者が携帯した旧日本銀行券以外に、刑事事件により差し押えられ又は領置された旧日本銀行券等についても引換の特例を認める。
- 3 引換者の所持する旧日本銀行券の引換事務は、日本銀行本店、支店の外に、日本銀行国庫事務代理店においても取り扱わせることとし、代理店において取り扱わせる事務の範囲を定める。
- 4 日本銀行における旧日本銀行券の整理勘定に関する規定を設ける。

大蔵省令才五十一号

日本銀行券預入令等を廃止する法律附則才四項の規定に基き、引揚者の携帶した旧日本銀行券の立証手続に関する省令を次のように定める。

昭和二十九年六月十日

大蔵大臣 小笠原 三九郎

引揚者の携帶した旧日本銀行券の立証手続に関する省令

日本銀行券預入令等を廃止する法律（昭和二十九年法律才六十六号、以下「法」といふ。）附則才二項の規定により旧日本銀行券の引換を請求しようとする者は、当該旧日本銀行券に、左の各号に掲げる書類を添え、日本銀行の本店、支店又は日本銀行券預入令等を廃止する法律施行令（昭和二十九年政令才一三六号）才三条の規定により引換事務を取り扱う日本銀行の代理店に提出し、自己又はその被相続人が引揚者であり、且つ、その引揚の際当該旧日本銀行券を携帶したことを立証しなければならぬ

(別紙才一様式)

保管物件返還証

住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ 殿  
 返還番号 \_\_\_\_\_ 税関石  
 返還年月日 \_\_\_\_\_ 取扱店印

昭和 年 月 日返還請求のありました引揚の際税関に保管された物件を下記の通り返還しました。

記

通	日銀券		新円		旧円	
	単	束	全額	石	全額	石
貨	の	石	全額	石	全額	石
	他					

引換書  
附 則

- 一 昭和二十八年八月三十一日以前に本邦に到着した引揚者（法附則才二項に規定する引揚者という。以下同じ。）については、左に掲げる書類
- イ 別紙才一様式による保管物件返還証（昭和二十八年三月二十三日から同月二十六日までには本邦に到着した引揚者に係る場合を除く。）
- ロ、別紙才三様式による旧円引換通知書
- ニ 昭和二十八年九月一日以後法の施行の日前に本邦に到着した引揚者については、左に掲げる書類
- イ 別紙才二様式による旧円通知証明書
- ロ 別紙才三様式による旧円引換通知書
- 三 法の施行の日以後に本邦に到着した引揚者については、別紙才四様式による旧円引換書

(別紙才=様式)

旧円通関証明書

日本国税関

回 着 ※証明番号

住所(又は船名)

氏 名 殿

1. 乗 船 港 2. 入 国 港

3. 入 国 年 月 日 4. 乗 船 船 名

下記物件は、本邦に永住の目的をもつて入国の際、携帯輸入したものであることを証明します。

種 類	枚 数	全 額
計		

※証明年月日  
 ※税関名印  
 ※取扱肩印

注 1. ※印は税関で記入します。  
 2. この旧円通関証明書は、この証明書に記載されている旧円とともに大切に保存して下さい。

	金融機関名	記号番号	表示通貨	全 額	
証 券	送金小切手				
	預貯金証書				
	貯蓄証書				
	株 式				
	社 債				
	金融債券				
其 他	国 債				
	そ の 他	種 類	全 額	種 類	全 額
其 他					

注 1. この返還証は、この返還にかかわる物件とともに大切に保管して下さい。  
 2. 返還証及び返還証に記載された通貨、証券等を受理されたときは、同封の「保管物件受領証」を税関あて発送して下さい。

(別紙才三様式)

旧円引換通知書

番	号
---	---

貴殿が引換の際に持ち届られた旧日本銀行券(券面金額5円以上の旧円)は、昭和29年7月1日(同日以後返還された旧日本銀行券については、その返還を受けた日)から3箇月以内に、日本銀行本店又は支店において新日本銀行券と引換えますから、この通知書に署名して印を押し、旧日本銀行券と旧円通関証明書(税関に旧日本銀行券を寄託された方は保管物件返還証)を添えて提出して下さい。

なお、昭和29年9月30日までは国庫券と取り換う日本銀行の代理店においても引き換えます。又、都合により旧日本銀行券上記の書類を日本銀行本店又は支店あて(本店の場合には東京都日本橋区旧日本銀行出納局)に郵送されてもさしつかえありません

昭和 年 月 日

印

下記の通り日本銀行券を受領しました。

昭和 年 月 日	氏名						
旧円の金額	1,000円券	200円券	100円券	20円券	10円券	5円券	引換金額合計
	枚	枚	枚	枚	枚	枚	円

(備考)

1. 用紙の大きさは、郵便はがき大とする。
2. この通知書の文言の末尾には、日本銀行本店又は税関の印を押す。
3. 旧日本銀行券の券面金額の合計額が5万円とこえるときは、書式の中お書の部分  
は、記載しない。

(別紙才四様式)

旧 円 引 換 書

番	号
---	---

貴殿が持ち帰られた旧日本銀行券(券面金額5円以上の旧円)は、日本に到着した  
日から1箇月以内、日本銀行本店、支店又は〇〇銀行〇〇支店において、新日本銀  
行券と引き換えますが、この引換書に署名して印を押し、旧日本銀行券を添えて提  
出して下さい。

昭和 年 月 日

印

下記の通り新日本銀行券と交換しました。		氏名							印
昭和 年 月 日									
旧円の金額	10000円券	200円券	100円券	20円券	10円券	5円券	引換金額合計		円

( 備 考 )

1. 用紙の大きさは、郵便がき大とする。
2. この引換書の文言の末尾には、税関の印を押す。
3. 法の施行の日から2箇月以内には本邦に到着した引換書については、書式本文  
中「1箇月以内」とあるのは「昭和29年9月30日まで」とする。

この省令は、昭和二十九年七月一日から施行する。

12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40  
41  
42  
43  
44  
45  
46  
47  
48  
49  
50  
51  
52  
53  
54  
55  
56  
57  
58  
59  
60  
61  
62  
63  
64  
65  
66  
67  
68  
69  
70  
71  
72  
73  
74  
75  
76  
77  
78  
79  
80  
81  
82  
83  
84  
85  
86  
87  
88  
89  
90  
91  
92  
93  
94  
95  
96  
97  
98  
99  
100

84

0000 0320

記載された金額)よりも多いときは、税関に照会して正誤を確かめる。

(4) 引き換える場合には、旧円引換通知書又は旧円引換書に券種及び合計金額を記入した上、旧円及び旧円通関証明書とともに保管する。保管物件返還証については、裏面に、「〇月〇〇日旧円〇〇〇円引換済」と記入し、取扱係員が捺印した上、本人に返戻する。

(5) 転居等により旧円引換通知書の到達が遅延したため期限後に日本銀行本店又は支店に対し、引換の請求があつた場合には、特に不審な事情があると認められない限り、これを引き換えるものとする。

(6) 引揚者の持ち帰つた日券(証紙をはつたもの)及び兌換銀行券整理法によつて通用力を失つた日本銀行券は、旧円として取り扱う。

(7) 法律施行後に内地に帰つた引揚者に対しては、原則として帰郷前に、上陸地の日本銀行代理店で全額の交換を終らせる。

(8) 上記(7)の事務を取り扱う日本銀行代理店は、必要に応じて税関(又は支署等)ごとにこれを指定する。

#### 四 引揚者の持ち帰つた旧円以外の旧円の引換

(1) 引換は、日本銀行本店又は支店において、旧円と所

定の証明書とを提出させた上、これと引き換えに行う。

(2) 検察官の証明の様式は、従前の例により、大蔵省理財局長の証明の様式は、別に定めるとおりする。

(3) 郵便物に封入されていた旧円については、返還の際に大蔵省理財局が本人の代理人として、新円と交換した上、新円を返還するものとする。

#### 五 損害旧円の引換

(1) 税関において保管中の旧円であつて、損害甚しく、その引き換えに原形を崩す虞れのあるものの取扱については、別途考慮する。

(2) 引揚者から引換の請求があつた損害旧円については、損害日本銀行券引換規程に定める規定に準じ、その金額の一部又は全部を引き換えるものとする。

日本銀行の印行を押して送付し、税関から送付する旧円引換通知書には、税関名のはいつた日附印を押して送付する。

(3) 旧円引換通知書が住所不明等のため本人あてに届かないで返送された場合には、日本銀行から税関あてにその旨を連絡する。

(4) 本人から税関に対して旧円引換通知書が届かない旨の申出があつた場合には、再発行と朱書して税関から送付する。

### (二) 旧円引換書

法律の施行後内地に帰つた引揚者に対しては、上陸の際に旧円引換書を交付し、原則として上陸地の特定の代理店で交換させるとする。法律の施行後に内地に帰つた引揚者に対しては、旧円通貨証明書は交付しない。

### (三) 引換事務の取扱

(1) 日本銀行(本店、支店及び代理店を含む。以下同じ)は、引揚者から引換の請求があつたときは、その引揚の時期に応じ、次の区別による書面と旧円が整つているかどうかを調査する。

(1) 昭和28年8月31日以前に内地に帰つた引揚者  
(2)の引揚者を除く。

- 1 保管物件返還証
- 2 旧円引換通知書(署名、捺印したもの)
- 3 税関のスタンプを押してない旧円

(1) 昭和28年3月23日から同年3月26日までに内地に帰つた引揚者

- 1 旧円引換通知書(署名、捺印したもの)
- 2 税関のスタンプを押した旧円

(2) 昭和28年9月1日以後法律の施行前に内地に帰つた引揚者

- 1 旧円通関証明書(出発国名を朱書してないもの)
- 2 旧円引換通知書(署名、捺印したもの)
- 3 税関のスタンプを押してない旧円

(三) 法律の施行後内地に帰つた引揚者

- 1 旧円引換書(署名、捺印したもの)
- 2 税関のスタンプを押してない旧円

(2) 提出された旧円の金額が持帰り金額(番号欄に記載された金額)よりも少いときは、他に残つていないかどうかを確かめた上、1回に全額を引き換えるように要請する。

(3) 提出された旧円の金額(旧円通関証明書又は保管物件返還証に記載された金額)が持帰り金額(番号欄に

軍事郵便貯金関係

旧日本銀行券の引換事務処理要領

(一) 旧円引換通知書

- (1) 旧円引換通知書は、日本銀行において準備する。
- (2) 日本銀行は、旧円通関証明書の控、携帯物件申告書又は保管物件返還証(6月14日までに税関から返還したものに限る。)の控により、法律施行前に旧円を携帯して帰つた引揚者あてに旧円引換通知書を送付する。

なお、取扱量の少ない箇所については、税関において送付の事務を取り扱うよう依頼することができる。この場合の郵便料金は、日本銀行の負担とする。6月15日以後税関から旧日本銀行券を返還する場合には、旧円引換通知書を同封して送付する。

(注) (1) 旧外地又は旧占領地以外の地域。たとえばブラジル等から永住の目的で入国した者には、旧円引換通知書を送付しない。

(2) 旧円引換通知書は、番号欄に持帰り金額(円位まで)を書き込んで送付する。なお、5万円をこえる持帰り金については、なお書以下の文言を抹消する。

(3) 日本銀行から送付する旧円引換通知書には、

昭和二十九年四月十九日

在外財産問題調査会

会長 大野 龍太

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

答申書

昭和二十八年十二月十二日付で諮問を受けた「在外財産問題の処理方針如何」の問題については、本調査会としては、できるものから順次に解決してゆくという政府方針の考え方に賛同し、本年二月二十二日「引揚者の持ち帰った旧日債券の処理」並びに「未払送金勘替及び在外預金の処理」について答申したところであるが、同様の趣旨から「軍手郵便貯金等の処理」の問題を採り上げ、慎重審議した結果、この問題は下記の意見により処理することを適当とするとの結論に達したので、ここに答申する。

意見

一 軍手郵便貯金等の処理の基本方針

軍中郵便貯金又は旧外地郵便貯金については、内地以外の地域において預入された在外金融機関に対する預貯金が終戦後内地における支払を禁止されたにもかかわらず、郵便貯金である特殊性にかんがみそれと昭和二十年八月十五日又は同年九月二十日まで預入された部分の残高については、すでに終戦の年の暮以来内地において全額支払を許されていたところであるが、なお上記を私の時期以後の預入分の残高の支払については制限があり、一定額以上の支払は留保された。一般の在外金融機関に対する預貯金の支払措置については、さきに本調査会としては意見を答申したところであるが、上記支払留保分についても、このさいこれらに措置との公平を考慮しつつ公正な範囲内で支払を執行し得るよう措置することが適当であると認められる。

ニ 支払措置を講ずるに當つて留意すべき特殊性

一) これら郵便貯金については、金融機関の在外店舗の預金が従来全く支払を禁せられていたのに及し、昭和二十年十二月以降すべし下記のような支払措置が講ぜられていること。

1. 軍中郵便貯金

昭和二十年八月十五日以前の預入分の残高は全額、同年八月十六日以後の預入分の残高

については、一五〇〇円まで支払が行われている。

2. 旧外地郵便貯金

昭和二十年九月三十日以前の預入分の残高は全額支払が行われている。

3. 軍中郵便貯金及び旧外地郵便貯金

為替証書が昭和二十年九月二十三日以前に本邦に到着したものに限り一〇〇〇円まで支払が行われているが、これは金融機関の在外店舗から内地店舗に何れも振り出された送金為替の取扱と全く同様である。

(二) 従つて現存の軍中郵便貯金等の残高の大部分はこの支払措置が行われた後の残存部分にすぎず、しかもこの支払措置との関連から、その内容は、

1. 軍中郵便貯金は終戦後預入分の残高のうち一五〇〇円をこえる部分のみであり、
  2. 旧外地郵便貯金は昭和二十年十月一日以後の預入分の残高のみであり、
  3. 軍中郵便貯金及び旧外地郵便貯金は昭和二十年九月二十三日以前に内地に到着したもので一〇〇〇円をこえる部分並びに同年九月二十四日以後に内地に到着したものに限られる。
- (三) 軍中郵便貯金については、終戦前においてこれらのものが零細のものである建前が当時

236

一 救には嚴重な為替管理が実施されていたにもかかわらず、特に公定為替換算が無条件に適用されたいのであるが、上記(三)のような対応である現存の軍事郵便貯金等の残高は、終戦後現地通貨の實際価値が急激に暴落した状況下にあつて現地通貨による受入額が終戦前に比し著しく増大したのに対応本末ならば一足金額以上の受入分については当然に一般為替管理の適用を受けざるべき旨であつたにもかかわらず、終戦時の混乱のため内地から指示するこゝとができず、また現地においては指示がないまま現地限りで一応従来例を踏襲して受入の措置が行われており、従つてその円表示金額は終戦前のものに比し異常に膨張し当時の郵便貯金の預入限度等をはるかにこえるものもある。

(四) このような事情によつて生じた円表示金額をそのまま郵便貯金等の債権とみなめることは、金融機関の在外店舗の送金為替又は預貯金の取扱との取柄からいつて適当でなく、支払に當つては、軍事郵便貯金等の受入のさいの現地通貨額を勘案した上で改めて一般の送金為替又は預貯金の支払のさいの換算率により換算して支払うことが適当である。

三 従つて、次の方針により、支払の措置を講ずることが妥當であると認められる。

(一) 軍事郵便貯金

ノ すでに行われている支払措置による支払をまだ受けていない者には、その部分につき現行通りそのままの金額で支払うこと。

ニ 昭和二十年八月十六日以後の預入分の残高のうち表示金額が二五〇〇円をこえる部分については、その表示金額に対応する受入現地通貨額を次の換算率により本邦円貨に換算した金額で支払うこと。

(1) 当時の郵便貯金預入限度が五〇〇〇円であつたことと現行の支払措置によりすでに二五〇〇円が支払われることとを勘案し、手取金額が三、五〇〇円に達するまでは、金融機関の未払送金為替の支払のさいの換算率によること。

(2) 手取金額が三、五〇〇円をこえることとなる部分については、金融機関の在外預金の支払のさいの換算率によること。

(二) 旧外地郵便貯金

ノ すでに行われている支払措置による支払をまだ受けていない者には、その部分につき現行通りそのままの金額で支払うこと。

ニ 昭和二十年十月一日以後の預入分の残高については、その表示金額に対応する受入現地

通貨額を次の換算率により本邦円債に換算した金額で支払うこと。

- (1) 当時の郵便貯金預入限度が五、〇〇〇円であったことを勘案し、手取金額が五、〇〇〇円に達するまでは、金融機関の未払送金勘替の支払のさいの換算率によること。
- (2) 手取金額が五、〇〇〇円をこえることとなる部分については、金融機関の在外預金の支払のさいの換算率によること。

(三) 重率郵便勘替

- 1. 昭和二十年八月十五日以前に振出のものはその表示金額の全額、同年八月十六日以後に振出のものについてはその表示金額一、〇〇〇円まではそのまゝの金額で支払うこと。
- 2. 昭和二十年八月十六日以後の振出のものは、表示金額が一、〇〇〇円をこえる部分については、その表示金額に對する受入現地通貨額を金融機関の未払送金勘替の支払のさいの換算率により本邦円債に換算した金額で支払うこと。

(四) 旧外地郵便勘替

- 1. 昭和二十年九月三十日以前に振出のものはその表示金額の全額、同年十月一日以後に振出のものについては表示金額一、〇〇〇円まではそのまゝの金額で支払うこと。

- 2. 昭和二十年十月一日以後に振出のものは表示金額一、〇〇〇円をこえる部分については、その表示金額に對する受入現地通貨額を金融機関の未払送金勘替の支払のさいの換算率により本邦円債に換算した金額で支払うこと。

(五) 旧外地郵便振替貯金

本邦で確認できるものに限り、旧外地郵便貯金の取扱に準じて支払うこと。

郵

政

公

報

昭和二十九年五月十五日（土曜日）  
号外（才二十九号）

92

目次

- 軍需郵便貯金手特別処理法制定
- 政令
- 外国為替及び外国貿易管理法の一部施行期日を定める政令の一部改正
- 省令
- 軍需郵便貯金手特別処理規則制定
- 通達
- 軍需郵便貯金手特別処理法の施行に伴う軍需郵便貯金手取扱いについて

法律

軍需郵便貯金手特別処理法をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十九年五月十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

法律才百八号

軍需郵便貯金手特別処理法

(この法律の趣旨)

才一系 この法律は、軍需郵便貯金、軍需郵便為替、外地郵便貯金、外地郵便為替、  
 外地郵便振替貯金等の特別処理に関し、必要な事項を定めるものとする。  
 (定義)

才二系 この法律において、左の各号に掲げる用語は、当該各号に定められたるに従う

ものとす。

一 「軍事郵便貯金」とは、旧野戦郵便局又は旧海軍軍用郵便所へ預入された郵便貯金をいう。

二 「軍事郵便貯金」とは、旧野戦郵便局又は旧海軍軍用郵便所へ預入された郵便貯金をいう。

三 「外地郵便貯金」とは、旧外地等にあつた郵便局へ預入された郵便貯金をいう。

四 「外地郵便貯金」とは、旧外地等にあつた郵便局に振込の請求があつた郵便局をいう。

五 「外地郵便振替貯金」とは、旧外地等にあつた郵便局で払い込まれた郵便振替貯金の払込金（口座に受け入れられたものを含む。）をいう。

六 「旧外地等」とは、朝鮮、台湾、関東州、樺太、千島列島、南洋群島、小笠原諸島、硫黄列島、硫黄島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）をいう。

（軍事郵便貯金の換算）

才三系 昭和二十年八月十六日以後預入された軍事郵便貯金の現在高（この法律の施行前に本邦にある郵便局で払いもどしがあつた軍事郵便貯金については、その払いもどしの前の現在高）の金額は、左に掲げる換算率により換算した金額の合計額とする。

- 一 表示金額千五百円までの部分につき
- 二 表示金額千五百円をこえる部分のうち、別表乙欄に掲げる換算率により換算した金額が三千五百円となるまでの部分につき
- 三 表示金額千五百円をこえる部分のうち、別表乙欄に掲げる換算率により換算した金額が三千五百円をこえることとなる部分につき

別表甲欄に掲げる換算率

別表乙欄に掲げる換算率

別表丙欄に掲げる換算率

（軍事郵便貯金の換算）

才四条 昭和二十年八月十六日以後振出の請求があつた軍事郵便為替の金額（この法律の施行前に本邦にある郵便局で払渡があつた軍事郵便為替については、その払渡前の金額）は、左に掲げる換算率により換算した金額の合計額とする。

- 一 表示金額千円までの部分につき
- 二 表示金額千円をこえる部分につき

別表甲欄に掲げる換算率  
別表乙欄に掲げる換算率

（外地郵便貯金の換算）

才五条 昭和二十年十月一日以後預入された外地郵便貯金の現在高の金額は、左に掲げる換算率により換算した金額の合計額とする。

- 一 表示金額を別表乙欄に掲げる換算率により換算した金額が五千円となるまでその部分につき
- 二 表示金額を別表乙欄に掲げる換算率により換算した金額が五千円をこえることとなる部分につき

別表乙欄に掲げる換算率

分につき

（外地郵便為替の換算）

才六条 昭和二十年十月一日以後振出の請求があつた外地郵便為替の金額は、左に掲げる換算率により換算した金額の合計額とする。

- 一 表示金額千円までの部分につき
- 二 表示金額千円をこえる部分につき

別表甲欄に掲げる換算率  
別表乙欄に掲げる換算率

（外地郵便振替貯金の換算）

才七条 昭和二十年十月一日以後払い込まれた外地郵便振替貯金（口座に受け入れられたものは、その現在高）の金額は、左に掲げる換算率により換算した金額の合計額とする。

- 一 表示金額を別表乙欄に掲げる換算率により換算した金額が五千円となるまでの部分につき

別表乙欄に掲げる換算率

ニ 表示金額を別表ニ掲げる換算率により  
換算した金額が五千円をこえることとなる部  
分につき

（軍事郵便貯金又は外地郵便貯金の取扱の制限）

別表ニ掲げる換算率

オ八条 郵政省は、預金者の請求により、軍事郵便貯金又は外地郵便貯金の貯金通帳  
と引き換えに新たに通常郵便貯金の貯金通帳を交付する。

エ 前項の規定による請求があつた場合において、預金者の他に通常郵便貯金の貯金  
通帳をもつて貯金の預入をしているときは、郵政省は、同項の規定にかかわらず、

その貯金に軍事郵便貯金又は外地郵便貯金を組み入れる。

オ 郵政省は、オ一項の規定による貯金通帳の引換交付前の軍事郵便貯金又は外地郵  
便貯金の貯金通帳によつては、払いもどし証書による全部払いもどしの取扱を除い  
て、貯金の預入及び払いもどしの取扱をしない。

ウ 郵政省は外地郵便貯金である足額郵便貯金の貯金証書によつては、払いもどし証

書による払いもどしの取扱を除いて、貯金の払いもどしの取扱をしない。  
（払いもどし証書等の有効期間に関する特例）

オ九条 軍事郵便貯金又は外地郵便貯金の払いもどし証書、軍事郵便貯金又は外地郵  
便貯金の貯金証書及び旧外地等にあつた郵便振替貯金の口座所管庁の発行した払出  
証書で昭和十七年四月十七日以後この法律の施行前に発行されたものは、有効期間  
の計算については、この法律の施行の日から発行されたものとみなす。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。



二百二号)の一部を次のように改正する。

附則オ三項を削る。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

大蔵大臣 小笠原三九郎  
内閣総理大臣 吉田 茂

省 令

郵政省令オ二十号

戦争郵便貯金等特別処理法(昭和二十九年法律オ百八号)を施行するため、戦争郵便貯金等特別処理規則を次のように定める。

昭和二十九年五月十五日

郵政大臣 塚田 十一郎

戦争郵便貯金等特別処理規則

(目的)

オ一系 この省令は、戦争郵便貯金等特別処理法(昭和二十九年法律オ百八号。以下「法」という。)の施行に当り、必要な事項を定めることを目的とする。

(戦争郵便貯金及び外地郵便貯金の貯金通帳の引換交付)

オ二系 預金者は、法オ八系オ一項の規定により貯金通帳の交付を受けようとするとき

きは、戦争郵便貯金又は外地郵便貯金の貯金通帳を郵便局に提出し、これを請求し  
なければならぬ。この場合において、旧京城貯金管理所、旧釜山貯金管理所、旧  
平壤貯金管理所、旧咸興貯金管理所、旧全州貯金管理所、旧台北貯金管理所、旧大  
連貯金管理所又は旧豊稔貯金支局において貯金原簿を保管していた通常郵便貯金の  
預金者は、貯金預入申込書を提出しなければならぬ。

2 前項の規定による請求があつたときは、地方貯金局は、新たに通常郵便貯金の貯  
金通帳を発行して請求人に送付する。

(戦争郵便貯金及び外地郵便貯金の組入)

才三條 預金者は、法才八条才二項の規定により他の通常郵便貯金に組み入れられる  
戦争郵便貯金又は外地郵便貯金については、通常郵便貯金の貯金通帳に戦争郵便貯  
金又は外地郵便貯金の貯金通帳を添えて郵便局に提出し、貯金の取記を請求しなけ  
ればならない。

2 前項の規定による請求があつたときは、地方貯金局は、戦争郵便貯金又は外地郵

便貯金を通常郵便貯金に組み入れ、その組入金類を通常郵便貯金の貯金通帳に取記  
し、その貯金通帳を請求人に送付する。

(貯金通帳の引換交付前の戦争郵便貯金及び外地郵便貯金の払いもどし)

才四條 法才八条才一項の規定による貯金通帳の引換交付前の戦争郵便貯金又は外地  
郵便貯金で現在高の確認を受けているものの払いもどし証書による払いもどしにつ  
いては、郵便貯金規則(昭和二十三年逓信省令才十七号)才五十四条から才五十九  
条までの規定を準用する。

(外地郵便貯金である定額郵便貯金等の払いもどし)

才五條 外地郵便貯金である定額郵便貯金で現在高の確認を受けているものの払いも  
どし証書による払いもどしについては、郵便貯金規則才八十七条から才八十九条ま  
での規定を準用する。外地郵便貯金である定額郵便貯金で現在高の確認を受けてい  
るものが、郵便貯金法(昭和二十二年法律才百四十四号)才五十七条才一項の規定  
により通常郵便貯金となつた場合における貯金の払いもどし証書による全部払いも

としてその貯金証書によるものにわけても、同様とする。

附則

この省令は、法の施行の日から施行する。

通達

○郵二業才六。〇号

昭和二十九年五月十五日

貯金局長

地方郵政局長

地方貯金局長

郵便局長

軍用郵便貯金等特別処理法の施行に伴う軍用郵便貯金等の取扱について

軍用郵便貯金等特別処理法（昭和二十九年法律才百八号。以下「法」という。）及び

軍用郵便貯金等特別処理規則（昭和二十九年郵政省令才二十号。以下「規則」という。）並びに外国為替

及び外国貿易管理法の一部の施行期日を定める政令（昭和二十五年政令才二百二号）

の一部を改正する政令（昭和二十九年政令才百一号。以下「政令」という。）が本日

公布とともに施行されることとなったが、右の法律等の主旨、特別処理の内容及び取

扱手続は左記のとおりであるから、よく取り計らわれない。

記

オ一、法律等の主旨

一、軍中郵便貯金、軍中郵便為替、外地郵便貯金、外地郵便為替及び外地郵便振替貯金（以下それぞれ「軍中貯金」、「軍中為替」、「外地貯金」、「外地為替」と及び「外地振替」という。）については、従来外国為替管理法に基く大蔵省告示によつてその支払も制限されてきたが、今般これら軍中貯金等の現在高又は表示金額の一定割合を一定の換算率により換算した金額をもつて支払うこととする。とともに、これらの特別処理を促進し取扱を齊一にするため軍中貯金及び外地貯金についてその取扱に制限を附し、一方利用者の権利を保護するため為替証書等の有新期間の特例を設けることを主旨としたものである。

二、このように軍中貯金等の一定割合を換算して支払うこととなつたのは、これらが当時すでに實際価値が著しく下落していた現地通貨により受け入れられたもの

であるにかかわらず、当時の換算率<sup>公定</sup>がそのまま適用されて円表示金額となつてい  
る事情を考慮し、一般金融機関の未収送金為替及び在外預金に対する支払措置と  
の均衡を図ることとなつたためである。

オ二、特別処理の内容

一、軍中貯金

特別処理の対象

旧郵政郵便局又は旧海軍軍用郵便所（旧満州国の軍中郵便所を含まない。）以

下「旧野戦貯金」という。）で預入された貯金であつて、通帳の記号の如何を  
問わない。

従つて、旧満州国又は旧蒙疆政府の発行した通帳（郵政備金証のこと）で、以  
下「旧満蒙通帳」という。）により旧野戦貯金で預入された貯金も対象となる。  
2、支払制限の撤廃

従来<sup>（10）</sup>の支払制限が撤廃され、貯金現在高の一定割合を換算して貯金の金額を

支払うこととなった。(法才三條及び政令)

従来昭和二十年八月十六日以後預入された部分は一人につき一、五〇〇円まで支払うこととなっていたがこの制限も撤廃された。

注 従来の支払制限

日本政府の発行した通帳により昭和二十年八月十五日以前に預入された貯金は全額支払い、同年八月十六日以後預入された貯金は一人一、五〇〇円まで支払い、一、五〇〇円とこえる部分は全額支払を留保する。

3. 換算

(一) 換算の対象

昭和二十年八月十六日以後預入された部分の法の施行の日における現在高(元利合計額)である。但し、本邦ですべて一、五〇〇円までの払いもどしがあつた貯金については、その払いもどし金と現在高に加えた金額とする。(法才三條)

従つて、昭和二十年八月十五日以前に預入された部分は従来どおり表示金額のまま支払う。

注 本邦ですべてに支払われた一、五〇〇円までの金額は、換算の対象となるが、換算後の金額から控除する。

(二) 換算の方法

換算対象額を貯金の預入地域(旧野戦荷等の所在地)及び金額に応じて一定の換算率により換算する。(法才三條)

(算出例)

(1) 筆北にあった旧野野郵便便所で昭和二十年八月十六日以後預入された貯金の換算対象額が五二、三四五円の場合

換算対象額		換算率	
一、五〇〇円	甲 (1/1)	一、五〇〇円	
三八、五〇〇円	乙 (1/1)	三、五〇〇円	
一、二、三四五円	丙 (1/100)	一、二三円	
(計) 五二、三四五円		(計) 五、一三三円	

注 一、五〇〇円を支払済の場合の追加支払額は三、六二三円である。

(20)

(2) ジャワにあった旧海軍軍用郵便所で昭和二十年八月十六日以後預入された貯金の換算対象額一三、三四五円の場合

換算対象額		換算率	
一、五〇〇円	甲 (1/1)	一、五〇〇円	
三、五〇〇円	乙 (1/1)	三、五〇〇円	
七、三四五円	丙 (1/6)	一、二三四円	
(計) 一三、三四五円		(計) 六、二三四円	

(21)

(三) 換算取扱局

通帳記号の貯金取扱所管庁とする。但し、旧満蒙通帳の軍事貯金については山形地方貯金局とする。

4. 取扱の制限

軍事貯金の通帳によつては、貯金の預入、即時払戻の取扱をしない。次のいずれかの取扱をする。(法才八条才一項乃至才三項)

(1) 通帳の引換

預金者が他に通常貯金の通帳をもっていない場合に貯金取扱所管庁で換算後の貯金現在高を記入した新通帳を発行して交付する。

(2) 貯金の転記

預金者が他に通常貯金の通帳をもっている場合に貯金取扱所管庁で換算後の貯金現在高をその通帳に転記する。

(3) 証書による貯金の全部払い戻し

換算後の貯金現在高を証書による全部払い戻しの方法により払い戻す。

注 貯金全額が昭和二十年八月十五日以前に預入されたもののみであつても右の取扱による。

5. 金融緊急措置令関係

昭和二十年八月十六日以従預入された部分については、金融緊急措置令が適用されない。

従つて、従来才ニ并領貯金となり二割相替を切捨済のものは、切り捨てられなかったものとして処理する。

6. 従前の制限超過払いもどし金の処理

従前の支払限度額をこえて払いもどされた貯金については、貯金取扱所管庁で換算後の貯金現在高によつて再計算したうえ、徴収又は追収の処理をする。

7. 払いもどし証書の有効期間の特例

軍事情金の払いもどし証書で昭和十七年四月十七日（昭和二十年八月十五日  
から起算して三年百二十日をさかのぼった日）以後発行されたものは、法の施  
行の日から有効期間を計算する。（法才九条）

二、軍事情替

1. 特別処理の対象

旧野戦局等で振り出された為替である。

2. 支払制限の撤廃

従来の支払制限が撤廃され、為替金額の一定部を換算して全額を支払うこ  
ととなった。（法才四条及び政令）

注 従来の支払制限

旧野戦局等から送付された為替目録書が昭和二十年九月二十三日以前に  
本邦に到着したものに限り為替一口につき一、〇〇〇円まで支払い、一、  
〇〇〇円をこえる部外及び為替目録書が昭和二十年九月二十四日以後到着

(24)

したものは全額支払を留保する。

3. 換算

(一) 換算の対象

昭和二十年八月十六日以後振り出された為替の金額である。（法才四条）  
従って、昭和二十年八月十五日以前に振り出された為替については、表示  
金額のまま支払う。

(二) 換算の方法

換算対象額を為替の振出地蔵（旧野戦局等の所在地）及び金額に応じて一  
定の換算率により換算する。（法才四条）

(25)

(算出例)

年中の旧野戦郵便局で昭和二十一年八月十六日以後換り出された為替の金額が一〇、〇〇〇円の場合

換算対象額	換算率	換算額
一、〇〇〇円	甲(1/1)	一、〇〇〇円
九、〇〇〇円	乙(1/11)	八、一八四
(計) 一〇、〇〇〇円		(計) 一、八一八円

(三) 換算取扱所

熊本地方貯金局とする。

注 熊本地方貯金局で為替目録書により為替金額を換算した金額をもつて

軍事為替証書(普通為替証書用紙使用)を発行して受取人に送付する。

ㄥ、為替証書の有効期間の特例

軍事貯金の払いもどし証書の場合(前記一の7)と同様である。(法才九条)

三、外地貯金

1. 特別処理の対象

旧外地等にあつた郵便局で預入された貯金であつて、通帳の記号の如何を問わない。

注一 台湾で預入された貯金で日附印に中国年号が使用されているものも対象となる。

注二 旧滿蒙通帳により旧滿州国及び蒙疆にあつた郵便局又は軍事郵便所で

預入されたる旧満蒙貯金並びに旧南方占領地域にありたる郵便貯金預入されたる旧南方軍政貯金は対象とならない。

2. 支払制限の撤廃

従来は支払制限が撤廃され、貯金現在高の一定割合を換算して貯金の全額を支払うこととなった。(法才五条及び政令)

注 従来は支払制限

日本政府の発行した通帳により昭和二十年九月三十日以前に預入された貯金は全額支払い、同年十月一日以後預入された貯金は全額支払いを留保する。

3. 換算

(一) 換算の対象

昭和二十年十月一日以後預入された貯金の法の施行の日における現在高(元利合計額)である。(法才五条)

従って、昭和二十年九月三十日以前に預入された部分は従来どおり表示金

107  
額のまま支払う

(二) 換算の方法

換算対象額を貯金の預入地域(旧外地等にあつた郵便貯金の所在地)及び金額に応じて一定の換算率により換算する。(法才五条)

(算出例)

(1) 朝鮮にあっては郵便局で昭和二十年十月一日以後預入された貯金の換算率  
象が一三、三四五円の場合

換算対象額

五、〇〇〇円

七、三四五円

(計) 一三、三四五円

換算率

乙 (1/1)

丙 (1/1.5)

換算額

五、〇〇〇円

四、八九七円

(計) 九、八九七円

(20)

(2) 関東州にあっては郵便局で昭和二十年十月一日以後預入された貯金の換算  
対象額が一三、三四五円の場合

換算対象額

五、〇〇〇円

七、三四五円

(計) 一三、三四五円

換算率

乙 (1/1)

丙 (1/1.6)

換算額

五、〇〇〇円

四、五九一円

(計) 九、五九一円

(31)

(三) 換算取扱局

通帳又は貯金証書の記号の貯金取扱所管庁とする。但し、旧滿蒙通帳の外  
地貯金については、山形地方貯金局とする。

4. 取扱の制限

(一) 外地貯金の通帳による取扱

単事貯金の場合（前記一の4）と同様である。（法才八条才一項乃至才三  
項）

(32)

(二) 外地貯金の定期貯金証書による取扱

換算後の貯金現在高を証書額による払いもどしの方法により払いもどす。

（法才八条才四項）

5. 金融緊急措置令関係

昭和二十年十月一日以後預入された部分については金融緊急措置令が適用さ  
れない。

6. 従前の制限超過払いもどし金の処理

単事貯金の場合（前記一の6）と同様である。

7. 払いもどし証書の有効期間の特例

単事貯金の払いもどし証書の場合（前記一の7）と同様である。（法才九条）

四、外地為替

1. 特別処理の対象

旧外地手にあつた郵便局で振り出された為替である。

(33)

注 旧滿州国、蒙疆及び華北にあつた郵便局で振り出された旧日滿為替、旧

日蒙為替及び旧日華為替は対象とならない。

2. 支払制限の撤廃

従来の支払制限が撤廃され、為替金額の一定部分を換算して金額を支払ふこ  
ととなった。（法才六条及び政令）

注 従来の支払制限

旧外地等にあつた郵便局から送付された為替証書が昭和二十年九月二十三日以前に本邦に到着したものに限り、為替一口につき一、〇〇〇円まで支払い、一、〇〇〇円をこえる部介及び為替証書が昭和二十年九月二十四日以後到着したものは全額支払を留保する。

3. 換算

(一) 換算の対象

昭和二十年十月一日以後振り出された為替の全額である。(法才六条)

(二) 換算の方法

換算対象額を為替の振出地域(旧外地等にあつた郵便局の所在地)及び金額に応じて一定の換算率により換算する。(法才六条)

注 昭和二十年十月一日以後振り出された外地為替はすべて等価で換算される関係上表示金額のまま郵便局で支払う。  
為替証書の有効期間の特例

五、外地振替

1. 特別処理の対象

軍需貯金の払いもとし証書の場合(前記一の7)と同様である。(法才九条)

旧外地等にあつた郵便局で払い込まれた振込金及び朝鮮、台湾、関東州及び樺太にあつた口座所管庁(以下「旧外地口座所管庁」という。)に属していた口座の現在高並びにこれらの口座から払い出された振込金である。

注 旧滿州國にあつた郵便局又は軍需郵便所で払い込まれた旧日滿振替の振込金及び旧滿州國の口座所管庁に属していた口座の現在高並びにその口座から払い出された旧日滿振替の振込金は対象とならない。

2. 支払制限の撤廃

従来の支払制限が撤廃され、振込金及び口座現在高については一定部介を換算して全額を支払い、払出金については表示金額のまま全額を支払うこととなった。(法才七条及び政令)

注 従来の支払制限

口座現在高については特下枚利を確認した場合を除いて全額支払を留保し、  
払込金及び払出金については外幣為替と同様に支払を制限する。

換算

(一) 換算の対象  
昭和二十一年十月一日以後払い込まれた払込金及び口座の現在高である。(法才七条)

換算の方法

(二) 外地貯金の場合(前記三の3)と同様である。(法才七条)  
(三) 換算取扱局  
東京地方貯金局とする。

払出証書の有効期間の特例

軍需貯金の払いもどし証書の場合(前記一の7)と同様である。(法才九条)

才三 取扱手続

一、郵便局の手続

1. 軍需貯金及び外地貯金

(一) 通帳による払いもどし等の請求

預金者から、軍需貯金又は外地貯金の通帳を差し出して払いもどし等の請求があつたときは、左によるほか一般の例により処理する。なお、通帳が終戦後発行された再度通帳(朝鮮、台湾及び関東州の記号に「外」の文字を冠してあるものを除く。)でその表紙又は預払高欄に「軍需貯金」又は「外地貯金」の表示があるものについては、預金者から無余白通帳又は次の様式の貯金預入地等申告書を差し出させる。

軍中 貯金預入地等申告書  
外地

- 一、通帳記号番号
- 二、預金者氏名
- 三、終戦後現地で最後に預けた郵便局名又は預入地
- 四、現地在留当時の住所又は部隊名

昭和 年 月 日

申告人住所

氏名

何郵便局長 殿

付日附印

(印)

(38)

注意一 正当権利者以外の者が請求する場合が多いと認められるから権利者の確認については特に注意する。

注意二 通帳面の住所が部隊名又は引揚前の住所のまま現住所に訂正されていないものが多いから特に注意して訂正未済のものは訂正し、通帳引換の請求があつたものについては、転居届書を差し出させる。また、既達届名が書いてないものはこれを書く。

注意三 熊本及び山形地方貯金局受持のものについては、その数が多い関係上処理が遅れることもあるから、これらの通帳を受付の際はその旨を告げて了解を得ておく。

注意四 旧海軍貯金及び旧南方軍政府貯金について払いもどし等の請求があつたときは、外回為替管理法令によりいまだ支払を禁止されてゐる旨を  
應示する。

(1) 通帳の引換

通帳の引換の請求があつたときは、他に通帳貯金の通帳をもつていないことを確かめたい。次の処理をする。

(1) 預金者に対し、貯金取扱所管行で換算後の貯金現在高を宛へた新通帳を発行して送付する旨を告げて、通帳受領証（請求種別欄に「引換」と書く。）を交付し通帳を引き上げる。

(2) 通帳が朝鮮、台湾及び関東州の記号で「外」の文字を冠してないもの、禱火の記号のもの（貯金取扱所管行が「豊泉貯金支所」となっているものに限る。）並びに旧函館通帳については、預入申込証（通帳記号番号を記入しない。）を差し出させる。

(3) 通帳は、「引換」と書いて日附印を押した符せんをつけて貯金取扱所管行に送付する。

なお、無余白旧通帳、申告書又は預入申込証があるときは通帳に添附

する。

(2) 貯金の取記

他の通帳貯金の通帳に取記の請求があつたときは、次の処理をする。

(1) 預金者に対し、貯金取扱所管行で取記の処理をしたのを通帳を返付する旨を告げて、通帳受領証（請求種別欄に「取記」と書く。）を交付し、両通帳を引き上げる。

(2) 軍用貯金又は外地貯金の通帳は、「取記」と書いて日附印を押した符せんをつけて、他の通帳貯金の通帳とともに軍用貯金又は外地貯金の通帳の記号の貯金取扱所管行に送付する。なお、無余白旧通帳又は申告書があるときは通帳に添附する。

(3) 証書による貯金の全部払いもどし

証書による貯金の全部払いもどしの請求があつたときは、貯金払いもどし請求書を差し出させ、通帳受領証を交付し通帳を引き上げたうえ、請

求書の備考欄に「軍中」又は「外地」と示書して請求書及び通帳を貯金家  
茲所管庁に送付する。なお、無余自旧通帳又は申告書があるときは通帳に  
添附する。

(二) 定額貯金の貯金証書による貯金の払いもどしの請求

預金者から、外地貯金の貯金証書を差し出して貯金の払いもどしの請求が  
あつたときは、証書枚による払いもどしの請求をさせらうえ、前記(一)の例に  
ならい処理する。但し、昭和二十九年九月三十日以前に預入された外地貯金の  
貯金証書については、一般の例により即時払いの取扱をしてさしつかえない。  
(42)

(三) 通帳等を亡失した場合の各種の請求

(1) 通帳再交付等

軍中貯金の通帳、外地貯金の通帳もしくは貯金証書を亡失し、又は引揚  
の際通帳等と現地機関、本邦税関等に保管された預金者から再交付又は返  
付の請求があつたときは、従前の例により処理する。

(2) 貯金の全部払いもどし

軍中貯金の通帳、外地貯金の通帳又は貯金証書を亡失した預金者から貯  
金の全部払いもどしの請求があつたときは、一般の例により七次中田書を  
差し出させらうえ、前記(一)の(3)の例により処理する。なお、通帳等が朝鮮、  
台湾及び関東州の記号で「外」を冠してないものについては、権利を確定  
するに足る書類(現地機関の発行した貯金預入証明書、預り証等)を差し  
出させ、受領証(制限等受領証用紙)を換用する。を交付する。  
(43)

2. 軍中貯蓄

(一) 法の施行の日以後発行された証書による払渡の請求

受取人から、昭和二十九年五月十五日以後発行された軍中貯蓄証書を差し  
出して払渡の請求があつたときは、一般の例により為替金を払い渡す。

(二) 法の施行前に発行された証書による払渡の請求

受取人から、昭和二十七年四月十七日から昭和二十九年五月十四日まで

行された軍事為替証書へ以下「旧軍事為替証書」といふことを差し出して  
渡の請求があつたときは、一般の例により為替金を払い渡す。但し、自局が  
払渡所に指定されてない場合でもそのまま払い渡す。

注意一 旧軍事為替証書の有効期間の満了日は昭和二十九年七月十五日で  
ある。

注意二 昭和十七年四月十六日以前に発行された旧軍事為替証書について  
は、取引が消滅しているから払渡の請求に応じられぬ旨を懸示す  
る。

(三) 証書不着の申出

軍事為替について証書不着の申出があつたときは、次の様式の軍事為替不  
着申告書と差し出させ、関係局において調査して何分の回答をす旨を上げ  
たうえ、申告書は交付日附印を押して熊本地方貯金局に送付する。この場合、  
申告人が為替金受領証書その他権利を証明する書類を所持しているときは、

受領証へ通帳等受領証用紙を使用する。を交付して引き上げ申告書に添附  
する。

注意一 証書不着の申出があつたものについては、熊本地方貯金局で為替  
目録書により証書発行の処理を取運び中であるから本年八月末頃まで  
待つよう懸示する。

注意二 振出局名へ又は振出局の所在地へ及び振出請求年月が不明の場合  
は関係局において調査できない旨を懸示する。

(225)

軍争為替不着申告書

- 一、振出尙行（又は振出尙の所在地）
- 二、振出請求年月日
- 三、為替金額
- 四、受取人氏名
- 五、差出人氏名

昭和 年 月 日

申告人住所

氏名

何郵便局長 殿

印 附 日 付

(46)

(四) 為替金の一部未払額についての申出

軍争為替受取人から一、〇〇〇円をこえる部分の払渡を受けていない旨の申出があつたときは、次の様式の軍争為替残額申告書と差し出させ、関係尙において調査して何れの回答をする旨を告げたい。申告書は受付日附印を押して熊本地方貯金局に送付する。この場合、受取人が為替金の一部払済の旧軍争為替証書を所持しているときは、受領証（通帳等受領証用紙と使用する。）を交付して引き上げ、申告書に添附する。

(47)

軍令為替或廢申書

- 一、振出局名（又は振出局の所在地）
- 二、振出請求年月日
- 三、為替金額
- 四、為替金の一部の受領年月日及び振渡局名
- 五、未受領額
- 六、差出人氏名
- 七、受取人氏名

昭和 年 月 日

申告人住所

氏名

何郵便局長 殿

所附日付

(28)

3. 外地為替

(一) 証書による振渡の請求

受取人から、昭和十七年四月十七日以後発行された外地為替証書を差し出して振渡の請求があつたときは、一般の例により為替金を払い渡す。但し、自局が振渡所に指定されてない場合でもそのまま払い渡し、なお、電信為替については代用電報送達紙を作りこれを振渡紙とする。

注意一 外地為替証書の有効期間の満了日は昭和二十九年七月十五日である。

注意二 昭和十七年四月十六日以前に発行された外地為替証書については、権利が消滅しているので振渡の請求に依らねない旨を懸示する。

注意三 旧日満為替、旧日蒙為替及び旧日華為替について振渡の請求があつたときは、外匯為替管理法によりまだ支払を禁止されている旨を懸示する。

注 これらの為替証書は為替の種類の表示、裏面の注意文等が日華兩又で印刷されており、また記号が「奉ニ五レ」、「聚ヲレ」、「天ニ」のようになっている。

(二) 証書不着の申出

外地為替について証書不着の申出があったときは、次の様式の外地为替不着申出書を差し出させ、関係局において調査して何分の回答をする旨を告げたい。申出書は受付日附印を押して東京地方貯金局に送付する。この場合、申告人が為替金受領証書その他の枚数を証明する書類を所持しているときは、受領証(通帳等受領証用紙)を換用する。一を文付して引き上げ、申出書に添付する。

注意 証書記号番号へ又は振出局名へ及び振出請求年月日が不明の場合は、関係局において調査できない旨を懸示する。

外地為替不着申出書

- 一、証書記号番号
- 二、振出局名
- 三、振出請求年月日
- 四、為替金額
- 五、受取人氏名
- 六、差出人氏名

昭和 年 月 日

申告人住所 氏名

何郵便局長殿

受付日附印

印

(57)

(三) 為替金の一部未払額についての申出

外地為替の受取人から、一、〇、〇、〇、〇をこえる部分の払込を受けたい旨の申出があったときは、軍需為替の場合（前記エの四）の例にならぬ処理する。但し、申告書は外地為替残額申告書とし、その送付先は東京地方貯金局とする。



4. 外地振替

(一) 口座現在高の確定の申出

旧外地口座所管庁に属していた口座の加入者から口座現在高の確定の申出があったときは、受払通知票を所持している場合に限り申告を受け付け、次の様式の外地振替口座現在高申告書にその所持する全部の受払通知票を添えて差し出させ、関係局において調査して何れの回答をする旨を告げたい。受払通知票に対しては受領証へ通帳筆受領証用紙を渡用し備考欄に枚数を記入する。を交付し、申告書に受付日附印を押して受払通知表とともに貯金

局へ右あては貯金所オニ業務課とする。に送付する。

注意 旧蘇州国口座所管庁に属していた口座現在高の確定の申告があったときは、外国為替管理法により処分を禁止されている旨を懸示する。

外地振替口座現在高申告書

- 一、口座番号
- 二、加入者名
- 三、現在高
- 四、口座の処分  
(脱退又は何地方貯金局へ移換)

昭和 年 月 日

申告人住所

氏名

何郵便局長 殿

印 日 付 受

(50)

(二) 払出証書による払渡の請求

受取人から、昭和十七年四月十七日以後発行された払出証書を差し出して  
 払渡の請求があったときは、代用払出報知書を作ることに及び自局が払渡届に  
 指定されていない場合にもそのまま払い渡すことの外、一般の例により払出  
 金を払い渡す。

注意一 払出証書の有効期間の満了日は昭和二十九年七月十五日にある。

注意二 昭和十七年四月十六日以前に発行された払出証書については、取  
 引が消滅しているので払渡の請求に応じられない旨を懸示する。

注意三 旧日高振替の払出証書により払渡の請求があったときは、外国為  
 替管理法令によりまだ支払を禁止されている旨を懸示する。

(三) 払込金不着の申出

旧外地等の郵便局から本邦口座所管方に属する口座に払い込まれた払込金  
 について口座受入未済の旨の申出があったときは、次の様式の外地振替払込

金不着申告書に払込金受領票を添えて差し出させ、内務省において調査して  
 何分の回答をする旨を告げ、上、払込金受領票に并しては受領証へ通帳等受  
 領証用紙を換用する。を交付し、申告書は受付目附印を押して払込金受領  
 票とともに野金局へ宛めては野金局がニ業務課とする。に送付する。

外地振替払込金不着申告書

- 一、払込局名
- 二、払込年月日
- 三、払込金額
- 四、払込先口座番号及び加入者名
- 五、払込人氏名
- 六、払込金の処分  
(口座受入  
又は還付)

昭和 年 月 日

申告人住所

氏名

何郵便局長 殿

二、調査局の手続

郵便局から払済証換書の送付を受けたときは、一般の例により処理する。

三、地方貯金局の手続

1. 軍中貯金及び外地貯金

郵便局から軍中貯金の通帳、外地貯金の通帳又は貯金証書、貯金預入地等申告書等の送付を受けたときは、貯金の預入地域を調査し、貯金現在高のうち換算すべき部分について法の定める換算率により換算し、換算を要しない部分の金額との合計額へ以下「確定現在高」という。を算出したうえ、次の各別に  
より処理する。なお、換算する場合、昭和二十年八月十六日以後預入された軍中貯金についてオニ封鎖貯金切捨済のものがあるときは、切捨額を換算計算額に組み入れる。

(一) 通帳の引換

新通帳を作成し、確定現在高を記入して預金者に送付する。この場合、預

金者の住所が他の地方貯金局の受持区域に属するものは原管移管の手続とする。

軍中又は外地記号の通帳で預金者の住所が自局の受持区域に属するものは原管移管の例にならない記号を更正する。

(二) 貯金の取記

取記受入原管所管庁で取記受入通帳に確定現在高を記入して預金者に送付する。

(三) 証書枚数による貯金の全部払いもどし

確定現在高による貯金払いもどし証書を発行して預金者に送付する。

四 旧満蒙通帳に預入された軍中貯金又は外地貯金

軍中貯金又は外地貯金の部分について前各号の処理をしたうえ、旧満蒙通帳を預金者に返付する。

(一) 為替証書の発行

熊本地方貯金局で為替目録書により為替全額を換算した金額をもって普通為替証書用紙を使用して受取人を指定した軍事為替証書を発行（証書記号は平仮名に「軍」の文字を冠したものとす。一して受取人に送付する。

(二) 証書不着等の申出

郵便局から軍事為替証書不着申告書又は軍事為替残額申告書の送付を受け

たときは為替目録書により調査したうえ、権利を確認できるものは前記(一)の例により処理し、権利を確認できないものはその旨を申告人に回答する。(60)

3. 外地為替

東京地方貯金局で郵便局から外地為替不着申告書又は外地為替残額申告書の

送付を受けたときは、提出書類により調査したうえ、権利を確認できるものは再受証書発行の例により証書を発行して申告人に送付し、権利を確認できないものはその旨を申告人に回答する。

4. 外地振替

東京地方貯金局で貯金局から外地振替の権利確認の通知を受けたときは、口座現在高の確認のものについては口座を復活したうえ脱退は口座移換の処理をし、払込金については口座受入又は払込金還付の処理をする。

昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に附する  
件に基く日本銀行に対する外國通貨等ヲ引渡に附する件

昭和二十一年十二月二十八日  
勅令第六百三十四号公布

第一条 ニク勅令において外國通貨とは、政府が発行した貨幣及び軍用手票、日本銀行券、  
ビ子田表不補助通貨、南方兩發金庫券、中央儲備銀行券、中國建台華南銀行券、蒙疆銀  
行券並に滿洲中央銀行券以外ノ一切ノ通貨をい、朝鮮銀行券及び台灣銀行券を含む。  
ニク勅令において外國為替証書とは、左ノ各号ノ一に該当する証書で外國通貨を以て表  
示するものをいう。

- 一、本邦以外ノ地域に仕向けた為替手形（本邦から仕向けた送金為替手形を除く）
- 二、本邦以外ノ地域から仕向けた送金為替手形、送金小切手、郵便為替証書其ノ他ニハ  
ラに準ずべき支払指留書
- 三、本邦以外ノ地域にある地を支払地とする約束手形又は当座小切手
- 四、換行小切手又はこれに準ずるもの
- 五、本邦以外ノ地域を發行した又は發行を指留した信用状で、ニク勅令施行ノ除規にそ  
の原因たる償権が発生しているものへその全部又は一部をニク勅令施行ノ際示使甲  
ラに限る）

ニク勅令において本邦内に居住する日本人とは、左ノ各号ノ一に該当するものをいう。

一、國 公共団体及これに準ずるもの  
二、本邦内に住所又は居所を有する日本人  
三、日本國の法令によつて設立された法人但し、左に掲げる法人を除く

イ、この勅令施行の際、外國人又は外國の法人に對して設立された法人（第四号に  
該當する法人を除く）が資本の二分の一以上を當る株式又は出資を有する法人  
ロ、その他この勅令施行の際、外國人又は外國の法人に對して設立された法人（第一号  
四号に該當する法人を除く）がその経営を支配する法人  
ハ、外國の法令によつて設立された法人が左に掲げるもの  
ニ、この勅令施行の際、日本人又は日本國の法令によつて設立された法人（前号但  
書イ又はロに掲げる法人を除く）が資本の二分の一以上を當る株式又は出資  
を有する法人

ウ、その日本人又は日本國の法令によつて設立された法人、前号但書イ又はロに該  
當する法人を除く）がこの勅令施行の際、経営を支配する法人又はこの勅令施行  
前に経営を支配したことがある法人  
エ、この勅令において本邦とは本州、四國、九州及び北海道並にその附屬の島を  
いう。

第二條 本邦内に居住する日本人で、この勅令施行の際現に本邦内において外國通商又は  
外國為替證書を所持又は保管する者は、他の法令又は契約にかかわらず、昭和二十二年

一月三十一日までに、その外國通商又は外國為替證書を日本銀行に引渡してこれを保  
管せしめなければならない。本邦内に居住する外國人で、この勅令施行の際現に本邦内に  
おいて日本人の所有に属する外國通商又は外國為替證書を所持又は保管する者もまた同  
様とする。

本邦内に居住する日本人で、この勅令施行後、外國通商又は外國為替證書を本邦内にお  
いて所持又は保管することとなつた者は、他の法令又は契約にかかわらずその外國通商  
又は外國為替證書を所持又は保管することとなつた  
日から十日以内一

つ外國通商又は外國為替證書を所持又は保管することとなつた日が昭和二十二年一月二  
十二日以前である場合においては同月三十一日までにその外國通商又は外國為替證書  
を日本銀行に引き渡して、これを保管せしめなければならない。本邦内に居住する外國人  
でこの勅令施行後本邦内において日本人の所有に属する外國通商又は外國為替證書を所  
持又は保管することとなつた者も、また同様とする。

日本銀行は第二項の規定により外國通商又は外國為替證書を引渡した者に対して、  
保管証を交付しなければならない。

第三條 前条第一項又は第二項の規定は左の各号の一に該當する外國通商又は外國為替証  
書にはこれを適用しない。

- 一 連合庫の管理に属するもの
  - 二 拘捕事件に於いて押収又は隠匿せられてゐるもの
  - 三 本邦以外の地域からの引揚邦人が持ち帰つたもの、税関又は日本銀行が保護するもの
  - 四 本邦から引揚がる朝鮮人、台湾人、琉球島民、奄美大島及び外人から税関が引渡を受けた保管するもの
  - 五 貨幣
  - 六 本邦から朝鮮に引き揚がる朝鮮人の持届金引換つたもの日本銀行が保管する朝鮮銀行券
  - 七 本邦銀行銀行券（朝鮮銀行又は台湾銀行の本邦勸定に於いて発行高の算入されたいものを除く）
  - 八 官庁又は学校その他公益を目的とする団体が標本としての所持又は保管してゐるもの
  - 九 支私の見込みない為替手形、大蔵大臣の許可があつたもの
  - 十 その他大蔵大臣の許可があつたもの
- 前項第八号乃至第十号に規定する大蔵大臣の許可を受けようとする者は、前条第一項の規定に該当する場合においては昭和二十一年一月三十一日までに、同条第二項の規定に該当する場合においては、同項に規定する期限までに、その旨を申請書の日

本銀行を至由して大蔵大臣に提出しなくてはならぬ。

前項の申請書の様式は、大蔵大臣がこれを定める。

日本銀行が第二項の規定する期限までに同項の申請書を受け取つたときは、前条第一項又は第二項の規定による引渡は大蔵大臣の指示する日までにこれを指示する。

第四条 ニの勅令に違反して、日本銀行へ外国通貨又は外国為替証券を引渡したるものは、三年以下懲役若しくは禁錮又は一万円以下罰金に処する。

前項の場合において、その違反行為に係る外国通貨又は外国為替証券は、これを没収する。

第五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者がその法人又は人の代理人、使用人その他従業者がその法人又は人の業務又は財産に関し、前条第一項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し同条第一項の罰金を科する。

附則

この勅令は、公布の日から起算して六月を超す期間内において施行する。

蔵外為第一五八号

昭和二十年十月十三日

大蔵省外貨局長  
海運総局長 官

上陸港ニ於ケル引揚邦人ノ持帰金等規制ニ關スル件

引揚本邦人ノ持帰金ニ關シテハ差当リ左記要領ニ依リ取扱フコトト相成リタルニ付右海  
陸知ノ上之カ実施上遺憾無キヲ期セラレ度

尚本措置ニ付テハ費管下ノ各支所、出張所ニ對シテモ至急海運總局相煩度

記

一 持帰金ノ交換限度ハ一人当リ左ノ通りトス但シ日銀券、鮮銀券、台銀券ニ限レ

一 般 氏

千円

持杖（見習士官及準士官ヲ含ム） 五百円  
 下士官以下 二百円  
 軍医 千円トス

二 交換場所

上陸港ニ限定シ其ノ他ノ場所ニ於テハ交換ヲ行ハザルコト

三 文換取扱者

上陸港最寄ノ日本銀行本支店又ハ代理店へ以下單ニ取扱機關ト称スルコト

海運局ハ文換ノ迅速円滑化ヲ圖ル為メ該取扱機關ヲレテ上陸港ノ適當ナル場所ニ

所要人員ヲ臨時派遣ヒシメ置クコト

四 現地通貨トノ交換率

① 韓銀、台銀、兩券ハ日本円ト等価トスルコト

五 交換限度ヲ超過スル現地通貨ノ取扱

① 一ニ掲ゲタル限度ヲ超過セル現地通貨ニ付テハ所管海運局名儀ノ保管証ヲ本人ニ

交付スルコト

註 保管証ノ様式ハ成ルヨク高懸化シ控ヲ取り置クコト

① 右保管証ハ便宜前記取扱機關ヲレテ交付事務ヲ代行セシメ当該取扱機關ハ其ノ控ヲ保管シ置クコト

② 本措置ニ依リ受け入レタル現地通貨ニ付テハ当該海運局ハ之ヲ取扱機關ヘノ保護預ケトシ該取扱機關ヨリ保護預リ証書ヲ受領スルコト

六 預金通帳 送金小切手其ノ他ノ証書及一切ノ証券並ニ一ニ掲グル通貨以外ノモノハ前項ニ準ジ保管スルコト

七 持帰金等ノ報告

当該取扱機關ハ左ニ掲ケル事項ニ付逐簿照シ日本銀行本支店ニ報告シ日本銀行本支店ハ取扱者ヨリノ報告ヲ取り纏メタル上毎週月曜日之ヲ大蔵省外貨局長ニ報告スルコト

① 所管レタル現地通貨ノ通貨別合計

② 限度ヲ超過レタル現地通貨ノ通貨別合計

③ 保管レタル証書又ハ証券

備考

本件実施ニ付テハ、最寄取扱機關ト緊密ナル連絡ヲ保持セシメ度  
尙且揚氏ニ對シテ当該上陸港ニ於テ適當ナル方法ニ依リ本措置ノ周知徹底方取計相成度

政令第百九十九号

財産及び貨物ノ輸出入ノ取締ニ關する政令

内閣は、不ツダム宣言ヲ受諾ニ伴ヒ發する命令ニ關する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基キ、ニテ政令を制定する。

目次

- 第一章 目的、通則及び定義（第一條—第三條）
- 第二章 輸出入禁止物件（第四條—第十條）
- 第三章 許可を要しない輸出入（第十一條—第十六條）
- 第四章 許可を要する輸出入（第十七條、第十八條、第十九條）
- 第五章 管理及び実施（第二十條—第二十六條）
- 第六章 罰則及び調査（第二十七條—第三十九條）
- 第七章 他ノ法令ニシテ關係（第四十條、第四十一條）

附則

第一章 目的、通則及び定義

(目的)

第一條 ニシテ政令は、占領軍貨物及び占領軍に属する者ノ財産を除き、その所有権を認め、  
あるか否かを問わず、すべて第三條第一項及び公界ニ属し規定する財産及び貨物の、本邦、  
北海道、四国、九州及び大蔵省令で定めるその附屬島嶼、以下「本邦」と認むるもの  
への輸入又は本邦からの輸出に際し、これらノ財産及び貨物に税関に列せし  
げられたるものノ処理、これらノ財産及び貨物ノうち金、銀、通貨、金融証券等ノ本邦へ  
の輸入又は本邦からの輸出に關する取締等に關し規定することを目的とする。

(通則)

第二條 占領軍貨物又は占領軍に属する者ノ財産を除き、本邦へ輸入し、又は本邦からの輸  
出するすべてノ財産又は貨物は、税関に申告し、通關しなくてはならぬ。  
第三條 第四條第一項に掲げる物件は、大蔵大臣ノ許可がある場合を除き、本邦への輸入又は  
本邦からの輸出を禁止され、且つ、税関に引き上げられ、第五條第六條第十條まで規定

により処理されるものとす。

(定義)

第三條 ニシテ政令において、「財産」とは、通貨、地金、金融証券、銀行預金、貯蓄貯金、  
すべてノ債務若しくは負担、物品、商品見本、携帶品、引越荷物、私業用具、高田、有  
体財産、在學品、船舶、船積物件、不動産若しくはこれらに關する権利、借地権、地没権、  
選拔権、持許権使用料、假託上ノ勘定、受取勘定、確定判決による債權、持許権、商標  
權、著作權、持許権に關する契約若しくは許諾、保護預り函若しくはその内容に關する  
權利若しくは利益、年金、共同計算契約又はその他すべてノ權利若しくは利益をいふ。  
之ニシテ政令において、「貨物」とは、本邦への入国又は本邦からの出국을許可された者が  
携帶する財産を除く、船舶又は航空機により輸送されるすべてノ財産をいひ、積荷目録  
に記載されるかどうかを問わない。  
三 この政令において、「占領軍貨物」とは、左に掲げる貨物をいふ。  
一 占領軍ノ直接所有に屬する兵隊心貨物

ニ カリオア (CARIO) 基金若しくは他ツアメリカ合衆国政府の基金により購入  
された貨物又はこれ等の基金により輸送費が支払われた貨物

三 占領軍文庫所が購入し、且つ、占領軍文庫所において占領軍々人又は軍属に販売又  
は配給することを目的とする貨物

四 ニコ政令において、「占領軍に属する者」とは、左に掲げる者をいう。  
一 公務のため本邦へ入国した軍人又は軍属であつて占領軍と對係を絶つた者以外の者

二 連合国ヲ公的若しくは準公的ヲ機關又は外交使節團に属する者  
三 前ニ号に掲げる者に隨從する者

五 前項の「公的機關」とは、すべて陸軍、海軍若しくは空軍の部隊又は日本領以外の政  
府機關をいい、「準公的機關」とは、軍人若しくは軍属のクラブ、アメリカ合衆国軍  
十多社又はその他占領軍に属する者若しくはその運営に關する機關をいう。

六 ニコ政令において、「外国人」とは、左に掲げる者であつて占領軍に属する者以外の者  
をいう。

一 日本以外の国籍を有し、且つ、その充分な証拠を提出しないこととなる者  
二 無国籍人であつて日本ヲ国籍を有したことをいふ者

七 ニコ政令において、「商用入国者」とは、連合国最高司令官により左に掲げる目的の  
ために本邦へ入国を許可された者であつてその者をいう。

一 私的商業への從事  
二 國際貿易又は本邦の經濟發展のために必要なる、且つ、關係のある貨物の供給

三 昭和十六年十二月七日以前に本邦に有していた財産の返還請求  
四 事業又は投資の可能性に關する調査  
五 事業又は投資の活動の遂行

八 ニコ政令において、「訪問入国者」とは、連合国最高司令官により直接の近親者を訪  
問するために本邦へ入国を許可された者であつてその者をいう。

九 ニコ政令において、「通貨」とは、権限ある機關により発行され、流通媒介物として

指定され、且つ、その機能を有する貨幣、紙幣、銀行券その他証券をいう。

10 ニの政令において、「金融証書」とは、小切手、信用状、その他支払指圖書、為替手形、約束手形、公債、社債、株式、利札、銀行、信託人若しくは証券業者によつて一般に取引されているその他証券、債権引受証書、抵当権証書、質権証書、留置権証書、他種担保権に關する証書、保険証券、信託証書、倉庫証券その他これに準ずる銀行証券、船荷証券、貨物引換証、先渡証券、先買その他契約書、預金証書、銀行預金通帳又はその他所有種その他種利若しくは債務に關するすべし証券をいう。

11 ニの政令において、「商品見本」とは、商品の注文をとるために、又は再生産の試品とするために使用するものを目的とする見本品で、「商品見本、非売品」と記載したレツテルを付したものをいう。

12 ニの政令において、「携帶品」とは、手荷物、衣類、書籍、化粧品、自動車（一台に限る。）、周辺装置用品その他本人の私用に供することを目的とし、且つ、必要と認められる物件をいう。

13 ニの政令において、「引越荷物」とは、本人及びその家族が住居を設定し維持するた  
めに供することを目的とし、且つ、通常必要と認められる物件をいう。  
14 ニの政令において、「私業用具」とは、通常、本人の私業に使用されるものをい  
ふ。且つ、必要と認められる道具をいう。  
15 ニの政令において、「通関」とは、財産又は貨物を輸入又は輸出する際、当該輸入  
は貨物について税関の検査を受けその免許を得て、その取締の対象から解放されるた  
り一連の行為をいう。

### 第三章 輸出入禁止物件

#### (一) 一般輸出入禁止

第四條 大蔵大臣の特別許可を受けなければ、本邦へ入国し、又は本邦から出国する者は、  
入国又は出国の際、左に掲げる物件を輸入し、又は輸出してはならない。

- 一 金貨若しくは銀貨（しゅうきょう、しゅうぎやうを除く。）、金、銀若しくは白金の金

若しくはこれらノ物ヲ合金ノ地金又はその他ノ貴金屬若しくは寶石。但し、本人が着用し、又は携帯する身辺裝飾品を除く。

二 本邦通貨及び別表に掲げる外國通貨。但し、いかに集積し、いかゞ集積を除く。

三 偽造、複製若しくは模造ノ通貨、郵便切手若しくは収入印紙又は通貨を複製彫刻したすべしノ物件

四 いずれかノ政府に対するむぼん又ははん札を主眼し、又はせん竊する内容を有する書籍、パンフレット、新聞、文書、広告、回状、写真、映画用フィルム又は、録音

五 わいせつヲ物件

六 炸薬又はその用具

七 武器又は火薬その他ノ爆發物

但し、本人ヲ私用として適量と認めらるる狩猟用彈藥を除く。

八 いづれかノ國ノ国章又は重要美術品

九 特許権、実用新案権、商標権又は著作権を侵害する物件

十 本人に対して正當に給付され、又は本人がこれに對する権利を有するもの以外にアメリカ合衆國が、  
十一 正當な所有証明書がない戦利品  
十二 大蔵大臣は、前項の規定により許可をする場合においては、關係行政機關ノ長と協同して存せらるべきものとする。

(貴金屬ノ地金ノ処理)

第五條 大蔵大臣は、大蔵省令で定める手続により、個別保管証を發行し、

けられた金、銀若しくは白金ノ地金又はこれらノ物ヲ合金ノ地金を政府の定めたる買上価格により買上げらるものとする。

二 前項の買上代金は、本邦通貨で支払う。

(金貨、銀貨及び外國通貨の処理)

第六條 大蔵大臣、いかに、集積し、いかゞ集積又はアメリカ合衆國若しくは連合國ノ通貨、

連合王國通貨については、本人の積券に記載されている金額に限る。

同する者ヲ携帶する金貨、銀貨又は外國通貨で税關に引き上げられたるもの、日本銀行  
正して個別保管証と引換えに本人名義で保護積りさせ、本人が本邦から出立する時  
を返還させ、又は外國為替管理委員會の定めるところに従つて処理するものとす。

(アメリカ合衆國及び連合王國の通貨の処理)

第七條 大蔵大臣は、本邦へ入國する者ヲ携帶するアメリカ合衆國又は連合王國の通貨  
連合王國通貨に對しては、本人の旅券に記載されてゐる金額に限り、以下各款の第一  
十五條において同じ。に對して、本人の申請に對し日本銀行をして外國為替管理委員  
會の定めるところに従つて、外國為替管理法に基き外國為替取扱所を指定するものとす。

和十六年大蔵省令第七十七号) 第一條の規定により大蔵大臣が指定する外國為替取扱所  
以下、公定外國為替取扱所とす。を基準として本邦通貨と交換させる。

二 前項の規定により交換されるアメリカ合衆國又は連合王國の通貨を携帶し引換へ  
られたるものについては、大蔵大臣は、左の通り処理するものとす。

一 連合國最高司令官により本邦において營業を営むことを許可された外國銀行に對し

て預金として預入するものとする受領証と引換えに、日本銀行に對し、日本銀行に對し

二 本人の要求により日本銀行をして個別保管証と引換えに本人名義で保護積りさせ、

本人が本邦から出立する時返還させ、又は本人の申請に對し日本銀行をして前項の規  
定する受領証と引換えさせ、若しくは外國為替管理委員會の定めるところに従つて公  
定外國為替取扱所を基準として本邦通貨と交換させる。

三 前項の規定は、本邦に永住するために入國する本邦人には適用しない。

(本邦通貨の処理)

第八條 大蔵大臣は、税關に引き上げられたる本邦通貨(日本銀行券預入令(昭和二十一年

勅令第八十四号) 第一條の規定する日本銀行券及び小額紙幣整理法(昭和二十二年法律

第四十二号) 第一條に掲げる小額紙幣(以下「日本邦通貨」と総称する。)を發行するに

對し、日本銀行をして個別保管証と引換えに連合國最高司令官の指示があるまで、本人名  
義で保管又は保護積りさせるものとす。

二 朝鮮又は北緯三十度以南の南西諸島(ロタ島を含む)以下、琉球(以下「南洋」)に對し

賜ぐる朝鮮人又は琉球人から提給され、又は引上げられた本邦通貨へ日本邦通貨を換

ぐ。このについては、大蔵大臣は、左の通り処理するものとす。

一 朝鮮人の本邦通貨については、一家族につき十万円をこえなぬ範囲で、株式会社東  
京銀行本店にある大韓民国政府預託金勘定に付して本邦に於いて支払うべき旨を記載  
した受領証と引換えに日本銀行をして保管させる。この受領証は、本人が大韓民国の  
府に提示して同国通貨をもつて支払を受けるため本邦から輸出する際務めするものとす  
認められる。

二 琉球人の本邦通貨については、一家族につき十万円をこえぬ範囲で、ニエニエ、  
ク・ナレヨナル・レテイ、銀行東京支店にある琉球銀行金勘定に付して本邦に於いて  
支払うべき旨を記載した受領証と引換えに日本銀行をして保管させる。この受領証は、  
本人が琉球軍政部に提示して同国通貨をもつて支払を受けるため本邦から輸出する際  
務めするものと認められる。

三 十万円をこえる本邦通貨については、第一項の規定による

(公安又は風俗を害する物件等の処理)

第九條 大蔵大臣は、税関に引き上げられた第九條第一項第三号から第七号まで、第十号

及び第十一号に掲げる物件を、大蔵省令で定めるところにより処理するものとす。

(貴金屬、国貨等の処理)

第十條 大蔵大臣は、引上証と引換えに税関に引き上げられた貴金屬若しくは寶石(金、  
銀若しくは白金)の地金若しくはこれらの物の合金の地金を除く。)又は第九條第一項第  
八号及び第九号に掲げる物件を、連合國最高司令官総司令部民間財産管理長に引き渡す  
ものとす。

第三章 許可を要しない輸出入

(通則)

第十一條 本人が携帯し、又は別途する第十二條から第二十五條までに規定する財産(第十  
八條第二項及び第二十三條但書に規定するものを除く。)で、本人が入国又は出国の

際税関に申告したもののについては、本邦への輸入又は本邦からの輸出については主務大臣の許可を要しない。

之 前項に規定する財産のうち、輸入財産については、当該財産が本邦に到着した際、税関が行われ、輸出財産については、本人又はその代理人が税関に当該財産を喪失した際、税関が行われなければならない。

三 本章（第十六條第三項、第二十二條及び第二十五條を除く。）の規定は、第四條第一項の規定に変更を加えるものではない。

（一時的に入国する外国人の輸入財産）

第十二條 一時的に本邦への入国を許可された外国人は、金融証書、携帶品及び私業用品を輸入することができる。

（外国人である訪問入国者の輸入財産）

第十三條 外国人である訪問入国者は、前條の規定による外、携帶品として重量三百グラム以下をこえない範囲の貨幣を輸入することができる。

（外国人である商用入国者の輸入財産）

第十四條 外国人である商用入国者は、第十二條の規定による外、本邦内又は本邦外における金銭上又は財産上の取引のため委任状、代理権証書又はその他の授權証書若しくは指圖書を輸入することができる。許可された事業のために必要と適當と認めらるる商品見本又は商業用品はその税関の鑑定価額を超過し、アメリカ合衆国通貨五百ドルをこえないものについても同様とする。

（永住の目的をもつて入国する外国人の輸入財産）

第十五條 永住の目的をもつて本邦へ入国を許可された外国人は、金融証書、携帶品、引越荷物、私業用品、本邦内又は本邦外における金銭上又は財産上の取引のための委任状、代理権証書又はその他の授權証書若しくは指圖書及び生活必需品と認められる貨物を輸入することができる。

（終戦後本邦へ入国した外国人の出国時の輸出財産）

第十六條 昭和二十年九月二日以後本邦へ入国を許可された外国人は、本邦から出出す

る際、携帶品、引越荷物、取業用具、本邦へ入国し、除輸入を認められた財産及び本邦において合法的に取得した財産を輸出することができる。但し、輸出する財産が本邦への入国の際輸入を認められた財産と相違する場合に於て、その合法的取得が、証拠によつて立証されなければならぬ。

二 前項の携帶品、引越荷物及び取業用具は、本人の個人的使用に供せられ、但つ、遺棄、女妾と認められるものに限るものとす。

三 第一項の者は、本邦への入国の際引き上げられ日本銀行に保護預けられた外國通貨、第六條又は第七條の規定により返還されたものを、大蔵大臣の許可を受けし、て輸出することができる。

(永住の目的をもつて出函する外國人の輸出財産)

第十七條 昭和二十年二月二日以前から本邦に居住し、永住の目的をもつて本邦からの輸出を許可された外國人は、金融証書、携帶品、引越荷物、取業用具及び本邦内又は本邦外における金銭上又は財産上の取引のための委任状、代理権証書又はその他の授權証書

若しくは指圖書を輸出することができる。

二 前項の携帶品、引越荷物及び取業用具は、本人の個人的使用に供せられ、且つ、通常必要と認められるものに限るものとす。

(引揚げ中國人、台灣人、朝鮮人又は琉球人の輸出財産)

第十八條 本邦から引き揚げる價格を有する中國人、台灣人、朝鮮人又は琉球人は、前條に規定する財産の外、本邦において商業又は個人的業務に使用し、且つ、履鞋その他法律の拘束のない重量四千ポンドをこえない取業用具を輸出することができる。

二 前項の取業用具の重量四千ポンドをこえるものは、主務大臣の許可を受けなければ輸出してはならない。

三 第一項の取業用具の重量四千ポンドをこえ、且つ、前項の規定による許可を得なければならぬものは、本人の責任において必置又は保管されるものとする。

(一時的に入函する本邦人の輸入財産)

第十九條 外國に永住する本邦人が一時的に本邦へ入函を許可された者は、第十二條が

第十四條より規定に準じて、これらに規定する財産を輸入することがある。この場合において、第十三條中「外国人である」とあるのは「本邦人である」とあり、第十四條中「外国人である」とあるのは「本邦人である」とあり、第十四條中「本邦人である」とあるのは「本邦人である」とある。第十四條中「本邦人である」とあるのは「本邦人である」とある。

（永住の目的をもつて入国する本邦人の輸入財産）

第二十條 永住の目的をもつて本邦へ入国する本邦人（引揚者として、本邦へ帰還する本邦人を含む。）は、第十五條に規定する財産を輸入することがある。但し、左の各号に掲げる財産は、入国の際規則に引き上げられ、左の各号に規定する通り処理されるものとする。

一 小切手、為替手形、貯蓄手形、支払指圖書、未渡員書給与法（昭和二十二年法律第百八十二号）第一條に規定する本邦者に対し連合国政府機関が発行した兌換証、換金指圖書その他すべての金融証券が別表に掲げる通貨をもつて表示されるものについては、大蔵大臣は、外國為替管理委員会が定めるところに依つて政府がその代り金を取

り立て、又は売却するまで、日本銀行をして個別保管証と引換えに保管させる。この場合において、日本銀行は、政府が代り金を取り立て、又は売却したときは、その代り金に相当する本邦通貨を本人に送付し、代り金を取立て又は売却不能となるときは、その可能となる時期まで当該財産を保護預りする。

二 本邦外における金銭と若しくは財産上の権利の委任状、代理権証書若しくはその他の特権証書若しくは指圖書又は本邦外における債務若しくは本邦外にある財産の所有権に關する証書であつて大蔵省令で定めるもの以外については、大蔵大臣は、連合国最高司令官の指示があるまで、日本銀行をして個別保管証と引換えに保管させる。

（外國に永住し一時的に入国した本邦人の出国時引揚る財産）

第二十一條 外國に永住する本邦人で一時的に本邦へ入国を許可された者は、本邦が輸出する際第十六條に規定する財産を輸出することがある。（日本人海外旅行計画に基き出国する本邦人の輸出財産）

第二十二條 日本人海外旅行計画に基いて特定目的のため一定期間本邦から出国すること  
を許可された本邦人は、携帶品（自動車を除く。）及びその旅行目的達成のため必要  
なものとしてその旅行後機着から提供された通貨又は流通可能な証券を輸出すること  
ができる。

2 前項の者が私的商業上の目的のため、又は現行の日本外国貿易計画に基き七國する者  
であるときは、その旅行目的達成のため必要なものとして連合國最高司令官により許可  
された通貨、流通可能な証券及び法律上、商業上又は金融上の書類を輸出すること  
ができる。

（永住目的をもちて出国する本邦人の輸出財産）

第二十三條 永住目的をもちて本邦から出国する本邦人は、第十七條に規定  
する財産を輸出することができる。但し、すべし本邦外にある財産に関する委任状、  
代理権証書又はその他の委任証書若しくは指圖書及びすべし本邦外における債務又は  
本邦外にある財産の所有権に関する証書は、大蔵大臣の許可を受けなければ輸出  
はできない。

（船舶等乗組員の輸出入物件及びその制限）

第二十四條 本邦へ入国し、又は本邦から出国する船舶又は航空機に乗組員は、所定の規  
則の検査を受け、金融証書を除き、通常本人の私用に供すると認められる範囲をこえな  
い物品を輸入し、又は輸出することができる。

（連合國最高司令官の許可に基く通貨の輸出）

第二十五條 本邦から出国する者は、第十六條第三項及び第二十二條に規定するものの外、  
連合國最高司令官の書による許可を受けた金額のアメリカ合衆國又は連合手続の通貨  
を輸出することができる。

（許可を要しない輸出入商品及び物品）

第二十六條 第十二條から前條までに規定する財産の外、左に掲げる商品及び物品は、本  
邦への輸入又は本邦からの輸出について主務大臣の許可を要しない。但し、当該商品  
又は物品については、通関が行われなければならない。

- 一 正式に認められた外交官又は運台函最高司令官が指定する者へ輸出入する物件
- 二 商品見本
- 三 回條郵便により送付される。且つ、受取人の個人的使用に供せられる身理品、学度用品、私業用具若しくは商業用具を内容とする小型包装物若しくは小包郵便又はその他の方法により送付される同様の小包
- 四 前項に規定するもつ外、左に掲げる物品は、本邦へ輸入については、主務大臣の許可を要しない。但し、当該物品については、通關が行われなければならない。
- 一 個人的使用に供せられる。且つ、売買の対象とならない程度を量った場合は、薬品、化粧品、衣類又は食糧品（生鮮食糧品については、輸出入植物検疫法（昭和二十三年法律第八十六号）に基き検査される。且つ、病菌又は害虫に留されなければならないものに限る。）
- 二 昭和二十三年五月二十八日附連合國最高司令官覚書（S C A P I N - 七〇〇号）に基き認められた政い、かつ、小包

第四章 許可を要する輸出入

（許可を要する輸出入財産及び貨物）

第二十七條 第十一條から前條までに規定する財産以外の財産又は貨物を本邦へ輸入し又は本邦から輸出するには、他の法令の規定による主務大臣の許可を受けなければならない。

（許可を受けられない輸出入財産の処理）

第二十八條 本邦へ輸入又は本邦からの出国の際本人が携帯又は別送する財産は前條に規定する主務大臣の許可を要するものであつてその許可がないものは、個別保管証と引換えに税關に引き渡さなければならない。

〇二

税關長は、前項の規定により税關に引き渡された財産を左の通り処理するものとする。

- 一 引き渡された後主務大臣から輸入又は輸出の許可を受けたものについては、個別保管証と引換えに本人に返還し、税關に申告させ通關させる。
- 二 本人の申出により、個別保管証と引換えに、輸入しようとした財産については返還

させ、輸出しよとしたりた財産については返還する。

三 前掲法（明治三十一年法律第六十一号）第五十條第二項、第五十一條本文及び第五十一條ノニの規定を準用して処分する。この場合において、同法第五十條第二項中「前項公告ノ日ヨリ一箇月以内」に仍舊四十八條ノ申告ヲナス者ヲキトキハ」とあるのは「引渡の日ハ四月以内」に財産及び貨物の輸出入の取締に關する政令第二十八條第二項第一号又は第二号の処理をしないときは」と、同法第五十一條中「前條ノ期限ニ拘ラス公告レテ」とあるのは「引渡の日ハ四月以内」であつても」と読み替へるものとす。

### 第五章 管理及び実施

（税関の責任）

第二十九條 税関は、占領軍貨物又は占領軍に屬する者の財産以外ヲ本邦へ輸入し、又本邦から輸出する財産又は貨物の検査及び通關を認めることについて責任を負ふものとす。

（入國の除荷する財産の申告）

第三十條 本邦へ入國し、又は本邦から出國する者は、その入國又は出國の際輸入し、又は輸出する財産（別送するものを含む。）について、税関に入國者所持物件申告書（提出しなければならぬ）を提出しなければならぬ。

（輸出入財産又は貨物の通關）

第三十一條 前條に規定する財産を除き、すべてその財産又は貨物を本邦へ輸入し、又は本邦から輸出する者は、その財産又は貨物が民間機關による輸送であるに於ては、輸送の手續を履行し、税関に申告し、通關しなければならぬ。  
二 前項の場合において、輸入又は輸出について主務大臣の許可を要する財産又は貨物については、税関に対する申告書にその許可があつた旨を記載しなければならぬ。

（外交官に対する税関検査免除）

第三十二條 正式に認められた外交官又は連合軍最高司令官が指定する者は、その輸入し、

又は輸出する財産又は貨物について税關の検査を免除される。但し、税關に対する申告は、行わなければならない。

（ガリオア貨物等の通關）

第三十三條 ガリオア基金若しくはその他アメリカ合衆國政府の基金により購入された貨物又はこれ等の基金により輸送費が支払われた貨物については、引渡を受けた後、税關は、その引渡を受けた際税關に申告し、通關するものとする。

（訪問入国者の検査査証等）

第三十四條 訪問入国者は、本邦へ入国又は本邦から出国の際税關に申告し、検査を受ける。公的機関の発行した旅券又はこれに代るべき書類を提示し、その査証を受けなければならない。この場合において、税關職員は、必要を察し、検査を受けることができる。

2 税關職員は、有材を旅券若しくはこれに代るべき書類を所持せず、若しくは税關職員との質問に対する陳述が旅券若しくはこれに代るべき書類の記載事項と異なる場合又は連合國最高司令官が定める入国許可の條件に違反している場合においては、訪問入国者の

入国又は出国を拒否することができる。

3 税關は、訪問入国者が本邦へ入国する際、本人に滞在証を交付するものとする。

4 訪問入国者は、本邦から出国する際、前項の規定により交付を受けた滞在証を返納しなければならない。

（總理府令、大蔵省令等への委任事項）

第三十五條 左に掲げる手続及び様式は、總理府令、大蔵省令で定める。

一 第六條の規定により保護譲りさせた通貨を処理する手続

二 第七條第一項及び第二項第一号の規定により本邦通貨と交換させ、又は同條第二項第一号の規定により受領証と引換えさせたアメリカ合衆國又は連合三國の通貨を処理する手続

三 第七條第二項第一号に規定する受領証の様式

四 第二十條第一号に規定する金融証書に代り金正取り立て、又は売却する手続

2 前項第三号に掲げるものを除く外、この政令に規定する個別保管証、受領証、引上げ証

入出函者携帶物件申告書及び滞在証の様式は、大蔵省令で定める。

(日本銀行等への事務ヲ委任)

第三十六條 大蔵大臣又は外國為替管理委員會は、ニテ政令に特に規定する事務ヲ外ニテ政令ヲ施行に關する事務の一部を日本銀行に付わせることかできる。

2 日本銀行は、ニテ政令により行ふ事務の一部を、大蔵大臣又は外國為替管理委員會に承認を受け、他ノ銀行に付わせることかできる。

3 日本銀行が、ニテ政令により事務を行ふために要する經費は、日本銀行の負担とし、日本銀行以外ノ銀行が、前項ノ規定により事務を行ふために要する經費は、前ノ項若シテする。

4 第二項ノ規定により事務を行ふ日本銀行以外ノ銀行ヲ取扱は、法令により公認に依する取扱とみなす。

### 第六章 罰則及び調査

(罰則)

第三十七條 第四條第一項、第十八條第二項、第二十三條但書、第二十八條第一項又は第三十一條第一項ノ規定に違反した者は、三年以下ノ懲役若しくは三万以下ノ罰金に処し、又はこれを併科することができる。

2 前項ノ罪を犯す目的をもつてその予備をした者又は同項ノ犯案ノ実行に着手し、ニハテ遂げない者は、同項と同様とする。

第三十八條 第三十條ノ規定による申告書を提出せず、又は虚偽ノ事項を記載した申告書を提出した者は、一万以下ノ罰金に処する。

(違反事件調査に對する罰税法ヲ準用)

第三十九條 税關取扱は、ニテ政令ヲ違反事件を調査することかできる。

2 罰税法第八十四條から第九十三條までノ規定は、斯項ノ調査に準用する。

3 罰税法第一百條ノ三及び第一百條ノ四ノ規定は、ニテ政令ヲ違反事件に準用する。

第七章 他ノ法令トノ關係

(他ノ法令ノ適用除外)

第四十條 此ノ法令ノ規定ガ外國為管理理法(昭和十六年法律第八十三号)及以金、銀又は白金の地金又は合金の輸入ヲ制限又は禁止等に關する件ハ昭和二十一年勅令第五百七十八号)並ひに此らノ法令に基く命令ヲ規定ト矛盾シ、又は明白に抵触する場合には、此ノ法令ノ規定ガ優先する。

(他ノ法令ノ規定による許可ヲ免除)

第四十一條 第四條第一項ノ規定により輸入又は輸出に關する件ハ大蔵大臣ヲ許可を要した物件に於ては、他ノ法令ノ規定による輸入又は輸出ヲ許可は、要しない。

附則

此ノ法令は、公布の日から施行する。

列表

國名	通貨名	國名	通貨名
アルゼンチン國	ペソ	コスタ・リカ國	コロン
オーストラリア連邦	ポント	キューバ國	ペソ
オーストラリア國	シリング	チエフコスロヴアキア國	コレーナ
ベルギー國	フラン	デンマーク國	クローネ
ボリヴィア國	ボリヴィアーノ	ドミニカ共和國	ペソ
ブラジル國	クルゼイロ	エクアドル國	スフレ
英領東アフリカ	ポンド	エジプト國	ポンド
英領北ボルネオ	ドル	サレジアトル國	コロン
ブルゲリア國	レフ	エタイオピア國	ドル
ビルマ國	ルピー	エストニア國	クルーン
カナダ	ドル	フィンランド國	マルカ
セイロン	ルピー	フランス國	フラン
チリ國	ペソ	佛領印度支那	ピアストル
中華民国	元	ギリシャ國	ドラクマ
コロンビア國	ペソ	グアテマラ國	ケツァール

香港  
 ホンデユラス国  
 ハンガリー国  
 アイスランド国  
 インド  
 イリク国  
 ドイツ国(西部)  
 イタリア国  
 アイランド国  
 イラン国  
 朝鮮  
 レバノン国  
 ルクセンブルグ国  
 海峡殖民地  
 メキシコ国  
 オランダ国  
 オランダ領東インド  
 ニカラグア国

ドル  
 レンピラ  
 フォリント  
 クローナ  
 ルビー  
 デイナール  
 ドイツマルク  
 リラ  
 ポンド  
 リアル  
 丹(クオン)  
 ポンド  
 フラン  
 ドル  
 ベン  
 ガルダ  
 ガルダ  
 コルドバ

ニエー・カレドニア  
 ニエー・ジラント  
 ノールウエー国  
 パナマ国  
 パラグアイ国  
 ベリー国  
 フィリピン国  
 ポーランド国  
 ポルトガル領東アフリカ  
 ポルトガル国  
 ルーマニア国  
 サラゴツク  
 スペイン国  
 スウェーデン国  
 スイス国  
 シリア国  
 シヤム国  
 トルコ国

フラン  
 ポンド  
 クロリーネ  
 バルボア  
 グアラニー  
 ソル  
 マソ  
 ズロチイ  
 エマフィド  
 エスクード  
 レイ  
 ドル  
 ベメタ  
 フロリーナ  
 フラン  
 ポンド  
 パーツ  
 リラ

南アフリカ連邦  
 アメリカ合衆国  
 連合王国  
 ソヴェイエト連邦  
 ヴェネズエラ国  
 ユーゴスラヴィア国

ポンド  
 ドル  
 ポンド  
 ルーブル  
 ボリウアル  
 デイナル

ウルグアイ国  
 ビルマ国  
 ドイツ国  
 アメリカ合衆国  
 ソヴェイエト連邦

内閣総理大臣 吉田 茂  
 大蔵大臣 池田 勇人  
 文部大臣 湯浅 正太郎  
 厚生大臣 林 銑 治  
 農林大臣 森 幸太郎  
 通商産業大臣 稻垣 平太郎  
 運輸大臣 大屋 基三

天  
平  
通  
帳

1852  
天  
平  
通  
帳

25.6  
25.2 202

Handwritten notes in the top right corner, including the number '86001' and other illegible characters.

